
国立市（第5期基本構想）
第1次基本計画原案

平成27年11月

国立市

目 次

基本計画とは	<p>「 . 基本計画とは」～ 「 . 重点施策」については、 今回の原案には含まれておりません。</p>	
1 基本計画の位置づけ----		
2 基本計画の構成-----		
3 基本計画の計画期間----		
計画の背景		
1 将来人口の設定-----		
2 財政収支の見通し-----		
重点施策		
施策の体系		1
施策別計画		3
政策1 人権・平和・男女共同参画-----		5
基本施策1 人権・平和の推進-----		5
基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援-----	8	
政策2 子育て・教育-----	10	
基本施策3 子育て環境の充実-----	10	
基本施策4 地域ぐるみでの子育て支援-----	14	
基本施策5 学校教育の充実-----	17	
政策3 生涯学習・文化・スポーツ-----	22	
基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護-----	22	
基本施策7 生涯学習の環境づくり-----	25	
基本施策8 スポーツの振興-----	28	
政策4 保健・福祉-----	31	
基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療との連携強化-----	31	
基本施策10 高齢者福祉の充実-----	34	
基本施策11 しょうがいしゃの支援-----	37	
基本施策12 支えあいの地域づくりと自立支援-----	41	

施策の体系

1

施策別計画

3

政策1 人権・平和・男女共同参画----- 5

 基本施策1 人権・平和の推進----- 5

 基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援----- 8

政策2 子育て・教育----- 10

 基本施策3 子育て環境の充実----- 10

 基本施策4 地域ぐるみでの子育て支援----- 14

 基本施策5 学校教育の充実----- 17

政策3 生涯学習・文化・スポーツ----- 22

 基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護----- 22

 基本施策7 生涯学習の環境づくり----- 25

 基本施策8 スポーツの振興----- 28

政策4 保健・福祉----- 31

 基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療との連携強化----- 31

 基本施策10 高齢者福祉の充実----- 34

 基本施策11 しょうがいしゃの支援----- 37

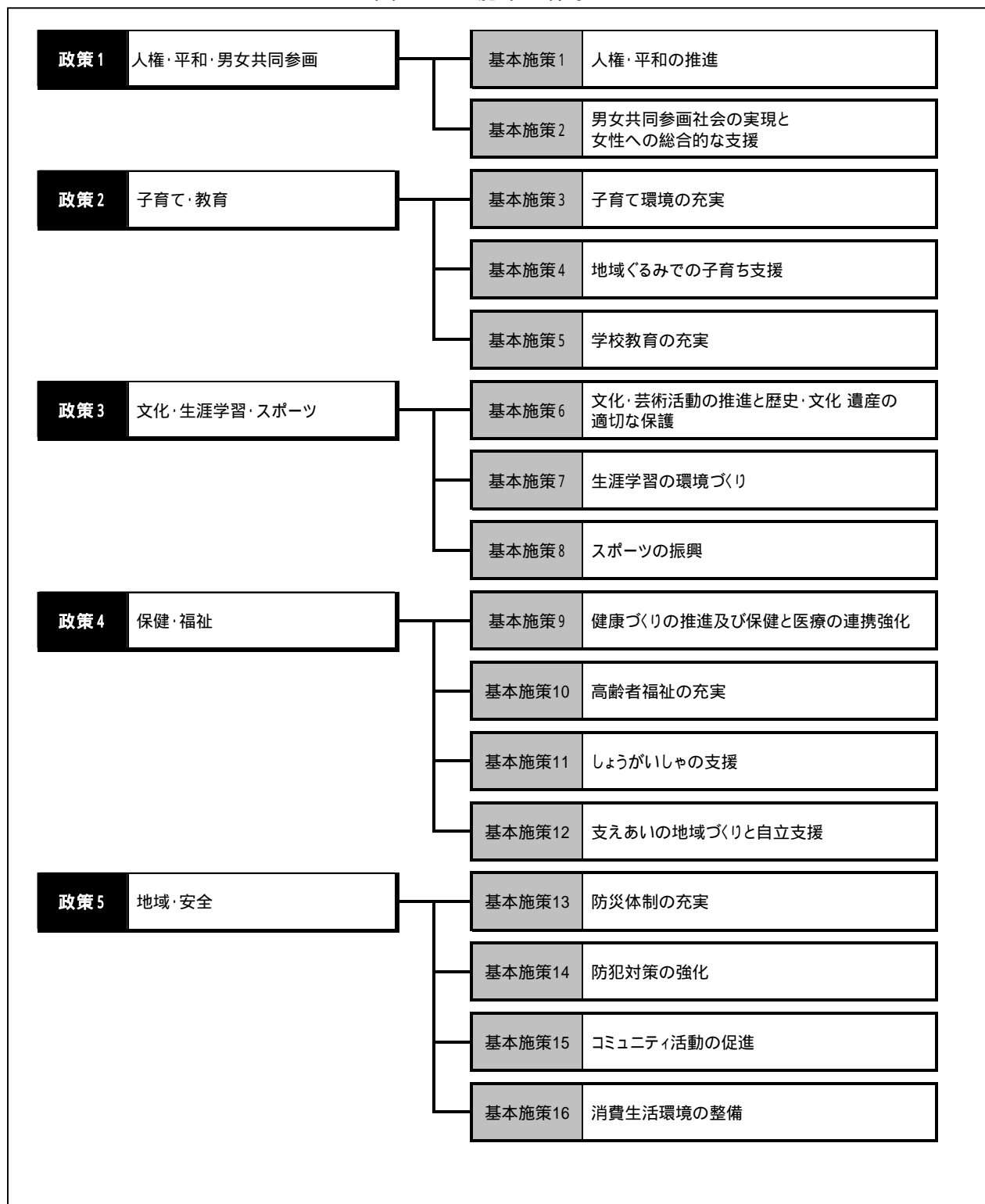
 基本施策12 支えあいの地域づくりと自立支援----- 41

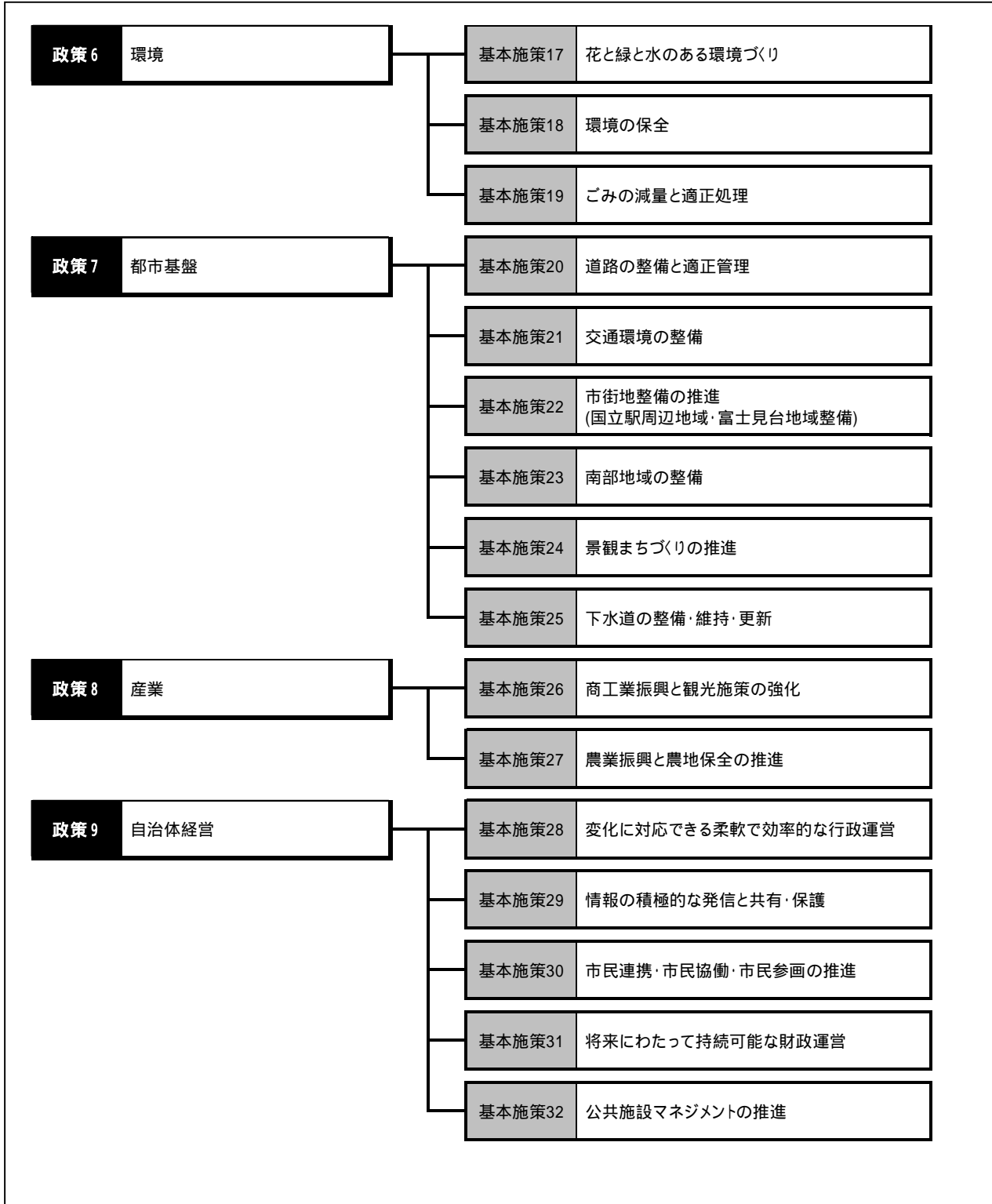
政策 5	地域・安全	44
基本施策 13	防災体制の充実	44
基本施策 14	防犯対策の強化	47
基本施策 15	コミュニティ活動の促進	49
基本施策 16	消費生活環境の整備	53
政策 6	環境	55
基本施策 17	花と緑と水のある環境づくり	55
基本施策 18	環境の保全	58
基本施策 19	ごみの減量と適正処理	60
政策 7	都市基盤	63
基本施策 20	道路の整備と適正管理	63
基本施策 21	交通環境の整備	65
基本施策 22	市街地整備の推進(国立駅周辺整備・富士見台地域整備)	68
基本施策 21	南部地域の整備	71
基本施策 22	景観まちづくりの推進	74
基本施策 23	下水道の整備・維持・更新	77
政策 8	産業	80
基本施策 26	商工業振興と観光施策の強化	80
基本施策 27	農業振興と農地保全の推進	84
政策 8	自治体経営	87
基本施策 28	変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	87
基本施策 29	情報の積極的な発信と共有・保護	90
基本施策 30	市民連携・市民協働・市民参画の推進	93
基本施策 31	将来にわたって持続可能な財政運営	95
基本施策 32	公共施設マネジメントの推進	98

施策の体系

基本構想に掲げた8つの政策の柱の配下に位置づけられる施策の体系は、次図に示すとおりです。

図4 - 1 施策の体系





< 施策別計画の見方 >

【政策1】人権・平和・男女共同参画

基本施策1 人権・平和の推進

<現状と課題>

国立市では、平成26年4月に新たに市長室を設置し、市政の根幹に人権・平和・男女共同参画の理念を捉え、市民や関係団体・機関とも緊密に連携しながら、人権行政の確立に向けて施策を推進しています。

在、国立市では市民の人権を守り、安心安全のまちづくりを推進するため、本市に適したオブズマン制度の創設について審議会を設置し検討を進めています。

権施策については、法務省から委嘱された3名の人権擁護委員による「人権身の上相談」や、権メッセージ発表会、全国中学生人権作文コンテスト、人権の花運動、人権教室、その他人間間を中心に各種啓発活動を実施しています。

権施策を体系的かつ継続的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重され、しょうがい、同和問題、国籍等によるあらゆる差別のない地域社会を実現するため、(仮称)国立市人権施策推進指針などの中長期的な方針を策定する必要があります。

○新しい世紀を迎えるにあたり、平和への意思を発信するため、平成12(2000)年6月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その10年後にあたる平成22(2010)年には、「平和市長会議」に加盟し、国内外の都市との連携を図りながら、平和都市宣言の理念である非戦非核の実現に取り組んでいます。

○また、戦後70年を迎えるにあたり、戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供するため、市民団体と連携して新たに「くにたち原爆体験伝承者育成プロジェクト」を開始しました。

<施策の目的及び体系>

だれもが互いに人権を尊重し合い、また多様性を認めあうことにより、あらゆる差別のない寛容な地域社会を目指すとともに、平和の大切さを発信・継承し、平和意識の醸成を図ります。

基本施策1 人権・平和の推進

展開方向1 人権行政の確立

展開方向2 平和意識の醸成

施策に関わる近年の社会経済情勢や国・東京都の政策動向、国立市の現状などを踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向(基本的取組)の体系を示しています。

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、取組の目的を示しています。

<展開方向1：人権行政の確立>

【目的】

ソーシャル・インクルージョン¹の理念に基づき、市民が互いに人権について考え、尊重し合い、すべての市民の人権が擁護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指します。

【手段】

- ◆人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットによる人権侵害などの新しい人権課題を含めた個別の人権課題の解決に向けて、意識啓発等の取組みを着実に進めます。
- ◆人権侵害を救済するため、オンブズマン制度の創設に向けた取組を推進します。
- ◆人権擁護の意識が広く行政に行き渡るよう、市職員に対する憲法や人権に関する研修を推進し、人権施策に関する基本方針を策定するなどして人権行政を確立します。
- ◆市民等が互いの多様性を尊重し、あらゆる差別をなくし、だれもが自由に生き方を選択できる地域社会を実現します。

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、目的の実現に向けた具体的な手段を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

施策を構成する展開方向(基本的取組)ごとに、事業の実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。

指標値の設定について

指標値は、事業実施の成果を把握することを目的に設定しています。各施策の効果や目的の達成度は、数値ではとらえられない面もありますが、できるだけ各施策の一側面を測定できる指標を選択しています。

【政策 1】人権・平和・男女共同参画

基本施策 1 人権・平和の推進

<現状と課題>

国立市では、平成 26 年 4 月に新たに市長室を設置し、市政の根幹に人権・平和・男女共同参画の理念を捉え、市民や関係団体・機関とも緊密に連携しながら、人権行政の確立に向けて施策を推進しています。

現在、国立市では市民の人権を守り、安心安全のまちづくりを推進するため、本市に適したオンブズマン¹制度の創設について審議会を設置し検討を進めています。

人権施策については、法務省から委嘱された 3 名の人権擁護委員による「人権身の上相談」や、人権メッセージ発表会、全国中学生人権作文コンテスト、人権の花運動、人権教室、その他人権週間を中心に各種啓発活動を実施しています。

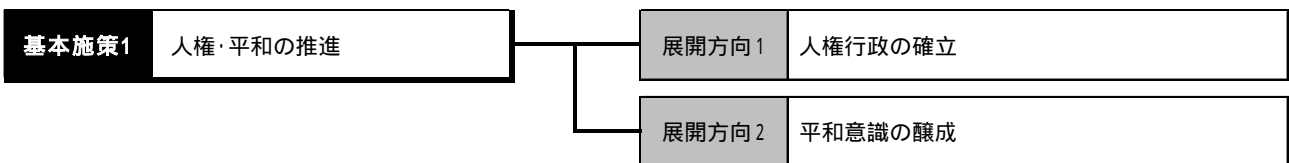
人権施策を体系的かつ継続的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重され、しょうがい、同和問題、国籍等によるあらゆる差別のない地域社会を実現するため、(仮称)国立市人権施策推進指針などの中長期的な方針を策定する必要があります。

新しい世紀を迎えるにあたり、平和への意思を発信するため、平成 12(2000)年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その 10 年後にあたる平成 22(2010)年には、「平和市長会議²」に加盟し、国内外の都市との連携を図りながら、平和都市宣言の理念である非戦非核の実現に取り組んでいます。

また、戦後 70 年を迎えるにあたり、戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供するため、市民団体と連携して新たに「くにたち原爆体験伝承者育成プロジェクト」を開始しました。

<施策の目的及び体系>

だれもが互いに人権を尊重し合い、また多様性を認めあうことにより、あらゆる差別のない寛容な地域社会を目指すとともに、平和の大切さを発信・継承し、平和意識の醸成を図ります。



¹ 19 世紀初めにスウェーデンにおいて初めて設置された制度で、高い識見と権威を備えた者が国民の行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場からその原因を究明し、是正措置を勧告するなどして簡易迅速に問題の解決を図るものです。
² 昭和 57(1982)年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 6,000 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

<展開方向1：人権行政の確立>

【目的】

ソーシャル・インクルージョン³の理念に基づき、市民が互いに人権について考え、尊重し合い、すべての市民の人権が擁護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指します。

【手段】

人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットによる人権侵害などの新しい人権課題を含めた個別の人権課題の解決に向けて、意識啓発等の取組みを着実に進めます。

人権侵害を救済するため、オンブズマン制度の創設に向けた取組を推進します。

人権擁護の意識が広く行政に行き渡るよう、市職員に対する憲法や人権に関する研修を推進し、人権施策に関する基本方針を策定するなどして人権行政を確立します。

市民等が互いの多様性を尊重し、あらゆる差別をなくし、だれもが自由に生き方を選択できる地域社会を実現します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会包摂の概念。

<展開方向2：平和意識の醸成>

【目的】

市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、あらゆる暴力、差別、貧困をなくし、安定した平和な地域社会の実現を目指します。

【手段】

戦争体験に関する講演会等の開催、原爆体験伝承者の育成、また「平和の日」を制定することなどを通して、戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。

学校や公民館等において、平和教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援

<現状と課題>

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」のことをいいます。（男女共同参画社会基本法第2条）

国立市では、男女平等と男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき課題や社会情勢の変化等から生じた課題に対応するため、これまで四次にわたり「男女平等推進計画」を策定してきました。平成28（2016）年3月には次期計画である「（仮称）国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」（計画期間：平成28（2016）年度～35（2023）年度）を策定し、また、平成28（2016）年度には、（仮称）男女共同参画条例の制定に向けて取り組むこととしています。今後も男女もしくはLGBT⁴等の性別に関わらずだれもが自由に生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けた施策展開が必要です。

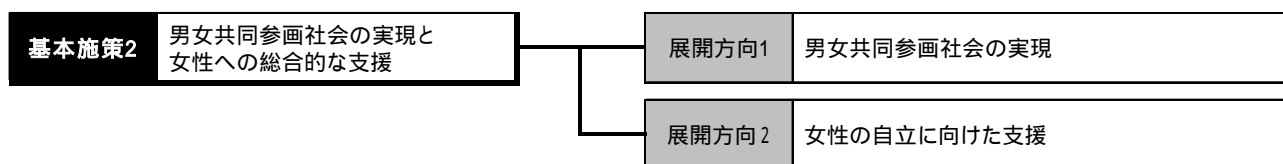
女性のライフスタイルの変化、家族形態の変化により、離婚問題や暴力を含めた家庭の問題、健康上の問題、子育ての相談、ひとり親家庭の貧困の問題など、多種多様な困難な問題による相談が寄せられています。

あらゆる女性が、いきいきと安心して自立して生活していけるように、資格取得や就労支援などを含めた、女性の複合的な相談に対応する体制づくりが、今後の課題となっています。

また、地域で生活する女性の自立を支援するため、民間団体等と連携しながら支援の在り方について検討しています。今後、民間団体との協力も得ながらより効果的な制度を目指して協議を重ね、支援拠点の整備を含め、国立市に即した女性の総合相談支援体制を構築していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

性別に関わらず、多様な生き方を自由に選択することで、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。



⁴ LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の方々の総称を表す頭字語（頭文字をつづり合わせて作った言葉）です。

<展開方向1：男女共同参画社会の実現>

【目的】

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、市民がお互いに協力しながら支え合える男女共同参画社会を目指します。

【手段】

男女平等意識の醸成を図るため、市民や企業向けに啓発事業を行うとともに、市民に対する積極的な情報提供を行います。

男女平等意識に関する児童・生徒への意識啓発及び教職員への意識啓発・指導力向上を図るため、教育における啓発事業を推進します。

啓発活動等を通して、家庭・地域生活・職場等におけるワークライフバランスを推進することで、多様な働き方や生き方を選択し、実現できるようにします。

男女の別を超えて多様な「性」を認め合う社会をめざし、LGBTの方々への支援を推進します。男女平等と男女共同参画社会の実現を目標として、(仮称)男女共同参画推進条例を制定します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：女性の自立に向けた支援>

【目的】

地域で生活する女性一人ひとりの実情に対応し、女性への総合的な相談支援体制を構築することで、女性のエンパワーメントを促進し、地域における女性の経済的・社会的な自立を推進します。

【手段】

地域で女性支援を行っている民間事業者等とも協力しながら、女性の相談支援に関するニーズを調査・研究します。

複合的な要因により経済的困難等を抱えたり差別を受けやすい女性の自立支援を行うため、女性が簡単にアクセスすることができる男女共同参画拠点等の必要な機能を整備します。

あらゆる暴力を排除するため、関係機関とも緊密に連携しながら、DV防止支援をはじめとした相談支援体制を確立します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人に上っていましたが、昭和50(1975)年に200万人、昭和59(1984)年に150万人をともに割り込み、その後、平成3(1991)年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向で推移し、平成25年(2013)年には約103万人となっています。

このような背景のもと、少子化対策は国をあげて取り組むべき極めて重要な政策課題となっています。国は、平成24(2012)年8月に公布した「子ども・子育て関連3法⁵」に基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、認定こども園・幼稚園・保育所等の整備を総合的に進めることとしています。

国立市においても、「国立市子ども子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消のため保育の量的拡大・確保を行うとともに、教育・保育の質の向上を目指していくこととしています。

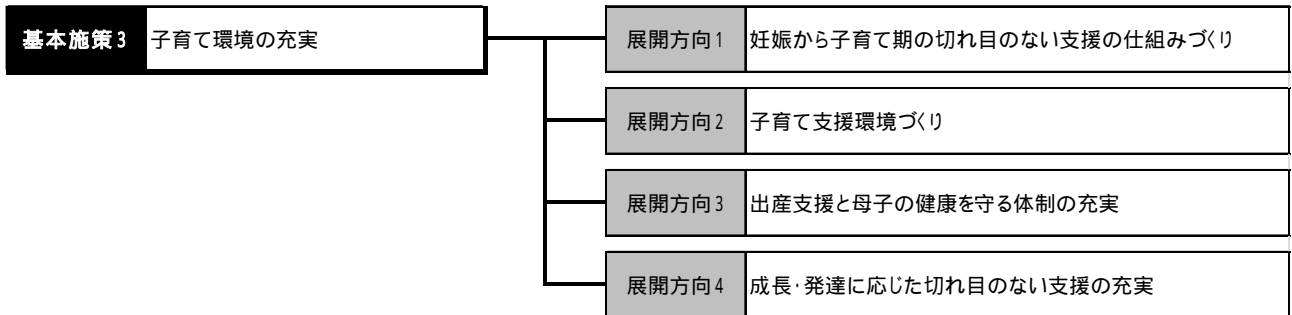
1人の女性が一生に生む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、過去5年間の推移をみると、国立市では概ね増加傾向で推移し、平成21(2009)年の1.14から平成25(2013)年には1.31に上昇していますが、全国の1.43を下回っており、人口維持の目安とされる2.08には遠く及ばない状況です。また、多摩地域の市部全体の1.30とは同程度、26市の中では高い方から11番目という状況にあります。

今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。また、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応しながら、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てをしっかりと見守り・支える環境の充実を図る必要があります。

⁵ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている。

< 施策の目的及び体系 >

地域の中で安心して子どもを産み、自信と喜びを感じながらゆとりを持って子育てに取り組める環境を整備することにより「ここで子育てできてよかった」と思えるまちを目指します。



< 展開方向1：妊娠から子育て期の切れ目のない支援の仕組みづくり >

【目的】

家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から子育て期の切れ目のない支援により、子育てしやすい環境を整えます。

【手段】

子ども子育ての相談支援を包括的に行うワンストップの支援体制を構築します。

子育て世帯・ひとり親世帯の経済的負担軽減に向けた経済的支援及び医療費助成を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：子育て支援環境づくり>

【目的】

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境をつくりま

【手段】

多様な保育施設の拡充に努め待機児童解消を進めます。

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。

国立駅南口複合公共施設整備基本計画及び矢川公共用地（都有地）の活用計画において、交流と賑わいのある良好な子育て・子育て環境の整備を検討します。

子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：出産支援と母子の健康を守る体制の充実>

施策9「健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化」にも掲載

【目的】

子どもを産みたいと思う市民を支援するとともに、妊産婦と乳幼児の健康を守り、健やかに成長・発達できる環境を整えます。

【手段】

不妊に悩む市民に対し、経済的負担の軽減を図ります。

妊婦健康診査事業の拡充を図ります。

子育て支援部門とも連携した妊産婦や乳幼児に対する医療保健支援体制の充実を図ります。

様々な資源とのネットワークを維持・構築していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向4：成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実>

施策4「地域ぐるみでの子育て支援」にも掲載

【目的】

成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取り組みを進めます。
発達が気になる子どもについて、相談体制の充実や関係機関との連携の強化に努めます。
教育相談事業との連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

近年、都市化の進行などにより地域力が弱まり、地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由などにより子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取り組みが必要とされています。

国は、平成 22(2010)年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、すべての子ども・若者の成長、発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族の支援を目的とした「子ども・若者ビジョン」を策定しました。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 26 (2014)年 1 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な支援策等を示しています。

国立市では、平成 28(2016)年度から 8 年間の計画とし「第三次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画では、子どもを育てる大人や家庭への支援である「子育て支援」だけでなく、子ども自身を中心に据え、子ども自身が自らの力で心身ともに成長することを支援する「子育て支援」という考え方を大切にし、そのさらなる充実を目指しています。

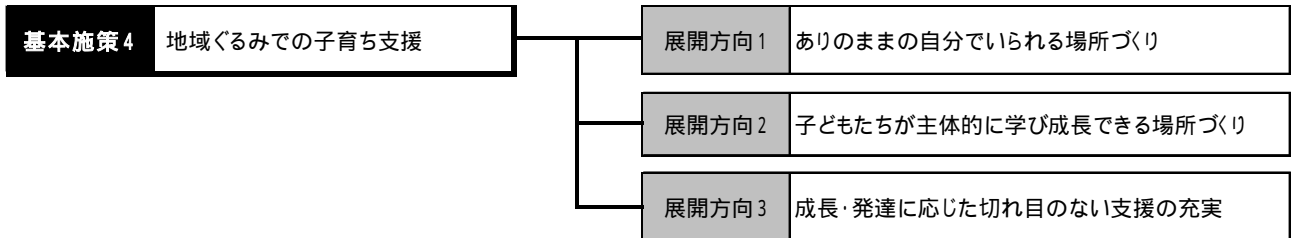
この「子育て支援」の考え方にたって、「子どもの最善の利益」を実現するため、いじめ・虐待・不登校・性の問題・しょうがい・外国籍など多様な背景をもつ子どもたちが、一人の例外もなく、自分らしく健やかに、主体性や社会性を身に付け生きていけるよう手立てを打つことを掲げています。その中で、子どもの命・存在・成長発達を、家庭・学校・施設・地域が全体で支えることにより、子ども自身が支えられているという実感が持てる環境づくりが求められています。そのためには子ども自身からの相談を受け入れる体制の充実と子ども参画の仕組みづくりを推進する必要があります。

平成 27 (2015)年 4 月から「子ども・子育て新制度」の本格施行で、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実することが求められています。共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材の育成を目的に、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」が打ち出されています。

国立市においても、学童保育所と放課後子ども教室の一体型整備を基本とする放課後子ども総合プランの行動計画を策定しました。今後、様々な体験活動や地域との交流を通して、子どもたちが主体的に学び成長できる機会と場所づくりを進める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



< 展開方向1：ありのままの自分でいられる場所づくり >

【目的】

子どもが自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守るため、相談・支援体制の強化、課題を抱える若者支援を推進します。

【手段】

- 子どもの権利擁護のための啓発と広報活動を推進します。
- 子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。
- 子ども参画の仕組みづくりを推進します。
- 児童虐待防止対策の充実を図ります。
- ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者の支援体制を構築するための検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり>

【目的】

子どもが様々な体験活動や異学年との交流などにより豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

児童館機能を見直し子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを目指します。

放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。

国内・海外などへの派遣を通して青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。

居場所づくりを行う団体育成を推進します。

青少年地区育成会活動を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実>

施策3「子育て環境の充実」にも掲載。

【目的】

成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取り組みを進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実や関係機関との連携の強化に努めます。

教育相談事業との連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

平成 18(2006)年 12 月、約 60 年振りに教育基本法が全面改正されたことを受け、平成 20(2008)年 3 月に小・中学校の学習指導要領⁶及び幼稚園教育要領、平成 21(2009)年 3 月に高等学校・特別支援学校の学習指導要領の改訂が行われ、平成 25(2013)年度から全ての校種において新しい学習指導要領に基づく教育課程が実施されています。

改訂された新しい学習指導要領は、次代を担う子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本に、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進することによって、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」を育むことを目的に掲げています。また、2020 年の学習指導要領の改訂に向けて、中央教育審議会の中で、英語教育の充実、アクティブ・ラーニングの重視等について、具体的な議論が始まっています。

国立市では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくり」、「生涯学習の振興」の 4 つの基本方針に重点を置き、総合的に施策を推進することとしています。今後は、教育大綱の定めにより、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。

学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが文部科学省によっても示されていることから、今後、国立市においても児童・生徒数の変動に応じ、学校規模の適正化を図り、教育環境の充実に努めるとともに、インクルーシブ教育、ICT 教育などに代表されるような充実した教育環境の整備を検討する必要があります。校舎等の学校施設については耐震改修工事や老朽化などに伴う大規模改修工事などを順次進めていますが、今後は市有公共施設全体の視点や上記教育環境の維持向上を念頭に計画的改修や建て替えなどの学校施設の更新を進める必要があります。

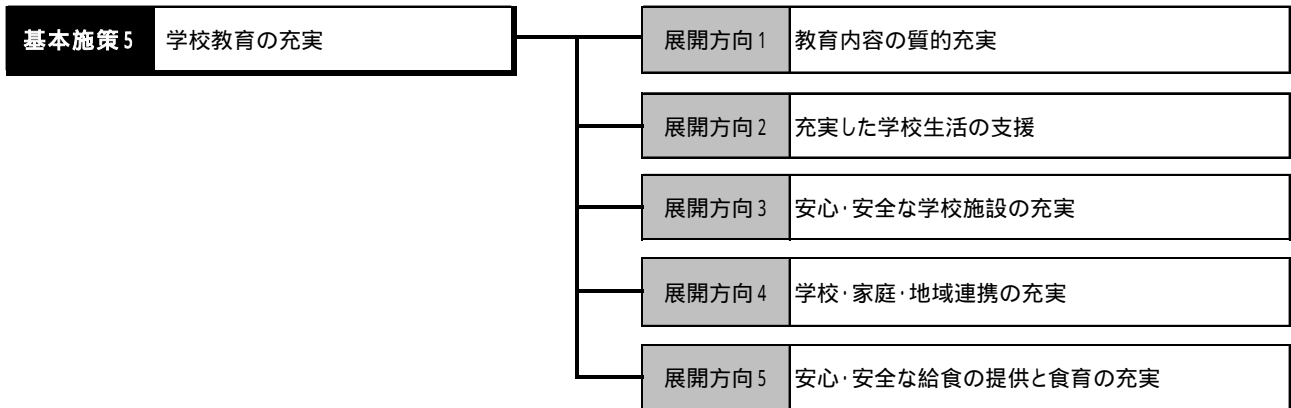
平成 26(2014)年 5 月 1 日現在、市内には小学校 8 校と中学校 3 校の計 11 校の市立学校があります。平成 21(2009)年以降、小学校の児童数は 4 年連続、対前年比マイナスで推移してきました。平成 26(2014)年は平成 25(2013)年と同数の 3,125 人、平成 21(2009)年の 3,427 人と比べて 8.8%(302 人)減少しています。一方、中学校の生徒数は、平成 26(2014)年では 1,399 人であり、平成 25(2013)年の 1,439 人と比べて 2.8%(40 人)減少しています。

今後も引き続き、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体からなる「生きる力」を育むため、文教都市くにたちにふさわしい学校教育の充実を図るとともに、子どもたちの「生まれ育ったまち・くにたち」を愛する心や大切に思う気持ちの醸成、さらには「文教都市くにたち」を標榜するにふさわしい、教育の質の向上に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

⁶ 幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、どのような内容をどの学年で、どのくらい学習するのかなどを示した教育課程を編成する際の基準を定めたもの。

< 施策の目的及び体系 >

学校と家庭、地域の連携により、児童・生徒が自ら考える力を身につけ、社会的な自立に向けた豊かな人間性を培う教育力の高いまちを目指します。



< 展開方向1：教育内容の質的充実 >

【目的】

「文教都市くにたち」を確立する子どもたちの確かな学力・豊かな人間性・健やかな体などの生きる力を養うため、教職員の指導力向上を図るとともに、個に応じた指導の充実を図ります。

【手段】

指導力向上に向けた教職員による研究や研修に取り組みます。

子どもたちの個性と自主性を重んじながら、家庭とも連携し、学習習慣の定着を促します。

特別支援教育をはじめ、個々の事情に応じた教育体制の整備・充実を図ります。

発達支援事業との連携により、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、切れ目ない支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：充実した学校生活の支援>**【目的】**

児童・生徒が主体的に課題を解決しながら、充実した学校生活を送ることができるよう支援します。

【手段】

児童・生徒が困りごとに直面した時に、手を差し伸べられる教育相談の体制を充実します。
学校生活におけるいじめの防止と適切な対応を徹底します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

非構造部材の耐震補強や大規模改修など、学校設備の改善・充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

地域とともに歩む学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携し共に支えあう教育と、地域の核となる学校の実現を目指します。

【手段】

家庭・地域・大学等との連携（土曜日授業の実施等）を推進します。

教職員以外の指導者を招へいし、教員の授業及び部活動等を支援します。

児童・生徒による地域への貢献活動を推進します。

学校と地域とが相互に交流する環境づくりをさらに進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

子どもの健やかな身体を作るため、学校給食を充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ります。

【手段】

現在、老朽化の進んでいる給食提供施設について、整備に向けた事業を推進します。

給食を通じた食教育の推進をはかります。

食育の一環として、給食センターにおける地産地消の取組を推進します。

児童・生徒が学校給食によるアレルギー症状を起こさないように関連部署で連携し、細心の注意を払うとともに、万が一アレルギー症状が起きてしまった場合にも迅速かつ適切な対応を徹底します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

国では、平成 32（2020）年までを「文化力の計画的強化期間」と位置付け、平成 26（2014）年 3 月に「文化芸術立国中期プラン」を策定しています。本プランは、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32（2020）年を当面の目標に、文化の力で「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」ことを目指すとともに、これらを支える施設・組織、制度を整備するという考え方で構成されています。

国立市では、より多くの市民に優れた芸術文化にふれてもらうことを目的とした各種講演会を開催しているほか、市民の芸術文化の普及振興を図り、もって地域文化の創造と向上に寄与するため、昭和 62（1987）年に「くにたち市民芸術小ホール」を整備し、多くの市民の利用に供されています。

さらに、文化・芸術を通して、まちの魅力や独自性、質的な価値を高め、賑わいのあるまちづくりを創造していくことを目的に、彫刻家の優秀作品を街角や公園等に設置する「野外彫刻展」をはじめ、街中で音楽や絵画等の芸術イベントも行う「くにたちアートビエンナーレ」を、くにたち文化・スポーツ振興財団との共催により実施しています。

文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。国立市では平成 10（1998）年に国立市文化財保護条例を改正し、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度を導入しました。平成 26（2014）年 4 月 1 日現在、市内には国指定 2、都指定 3、市指定 22 の計 27 の指定文化財と、国登録 6、市登録 80 の計 86 の登録文化財があります。

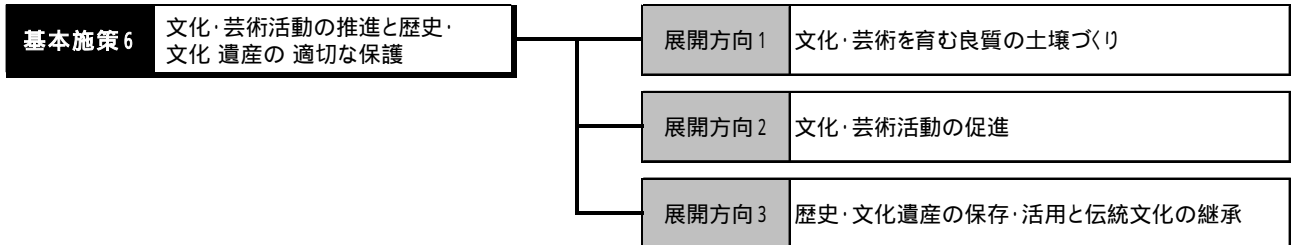
旧国立駅舎や、谷保天満宮、本田家住宅、城山など、市内に現存する有形・無形の歴史的文化的遺産は、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の 1 つです。将来にわたって市民共有の財産として、これらの歴史的文化的遺産を次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

旧国立駅舎は、JR 中央線連続立体交差事業に伴い解体され、現在は部材を保管していますが、文化財指定の理由の一つである、大正期の国立学園都市計画の中で駅舎に重要な位置づけがあった歴史的経緯などを踏まえ、市民が歴史や文化に親しむ場として、ほぼ元の位置に再築することが求められます。

現在取り組んでいる「アートビエンナーレ」や「青少年音楽フェスティバル」などの芸術文化施策をより充実することにより、文化が薫るまちづくりを推進し、長期的視野に立って芸術を育む「良質の土壌づくり」を行う必要があります。また、日々の暮らしの中で美しいものを美しいと感じられる文化の心を育てることや、市民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進することにより、芸術の力を原動力に新たなくにたちの発信を目指していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができる
とともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



< 展開方向1：文化・芸術を育む良質の土壌づくり >

【目的】

市民が文化・芸術を身近に感じることができる機会を充実させ、文化・芸術を育む「良質の土壌づくり」を推進します。

【手段】

くにたち文化・スポーツ振興財団との共催によるアートビエンナーレなど、市民が身近に芸術に触れあう場やまちを生かした芸術活動の場を提供します。

学校・ギャラリー等を含む芸術活動に関連する市民団体等との連携を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：文化・芸術活動の促進>

【目的】

市民・団体等の自主的な文化・芸術活動を促進します。

【手段】

市民が文化・芸術に関心を持つことができるよう、積極的に情報発信します。

市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい場・機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承>

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土について理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

継承すべき文化財を指定・登録するとともに適切に保存します。

歴史・文化遺産の活用においては、子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、より多くの方の興味を喚起できるよう、方法を工夫します。

現在は解体され、部材を保管している旧国立駅舎について、ほぼ元の位置へ再築し、市民が文化財に親しめるようにします。

くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事で、獅子舞等の貴重な伝統民俗芸能を実演(披露)し、継承に向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

平成 25 (2013) 年 6 月に閣議決定した「第 2 期教育振興基本計画 (計画期間：平成 25 (2013) 年度～29 (2017) 年度)」において、知識を基盤とした自立、協働、創造の 3 つをキーワードとする生涯学習社会を実現することで、個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人ひとりの絆の確保が図られ、少子高齢化やグローバル化など我が国が直面する危機の回避につながるとしてしています。さらに、本計画では地域社会が抱える課題が多様化・複雑化する中、今後はそれぞれの地域コミュニティで課題解決を図ることが一層重要となり、このような地域社会における課題解決の担い手を育てるため、多様な主体による社会教育の展開が必要であるとしてしています。

国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援するため、図書館や公民館等の生涯学習施設の利用を促しています。

図書館の貸出冊数は、平成 22 (2010) 年度から概ね減少傾向にあり、平成 25 (2013) 年度では 56.5 万冊、平成 21 (2009) 年度の 65.2 万冊と比べ 13.3% (8.7 万冊) 減少しています。

国立市では、平成 20 (2008) 年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの成長に良い影響を及ぼし、さまざまな機会に本と出会えるよう、市全体として読書機会を増やすための環境整備に取り組んできました。さらに、平成 25 (2013) 年 10 月には、子どもたちの良好な読書環境を引き続き整備するため、平成 25 (2013) 年度～30 (2018) 年度を計画期間とする「第二次国立市子ども読書活動推進計画」を策定しています。

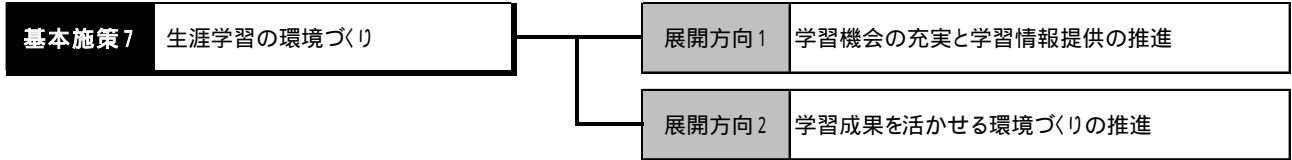
図書館とともに、地域住民に最も身近な学習拠点である公民館の使用回数・使用者数は、平成 22 (2010) 年度を境に増加傾向に転じ、平成 25 (2013) 年度では使用回数 6,416 回、使用者数 71,630 人であり、対平成 22 (2010) 年度比でそれぞれ 8.3% (497 回)、0.3% (262 人) 増加しています。

今後は、社会状況の変化を踏まえた多様な学習機会や学習活動を支援する人材の確保・充実等に努めることが必要です。また、より多くの市民が学習成果を地域課題の解決に活かすことができる環境づくりが求められています。

既存の生涯学習施設がより一層効果的・効率的に活用されるよう、市民ニーズを踏まえつつ、関係部署が密に連携を取り、運営の質向上を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、様々な局面で学ぶことができるとともに、様々な学びを通して、学習の成果を地域社会で活かすことができるまちを目指します。



< 展開方向1：学習機会の充実と学習情報提供の推進 >

【目的】

日常的に様々な生涯学習に取り組む市民を増やすとともに、学習を通じて生きがいを得ている市民を増やします。

【手段】

一人ひとりのテーマに合わせた学習情報の提供を推進します。

公民館・図書館などの公共施設や教育施設等を活用した学習・交流機会の提供を推進します。

市内の大学・高校などの多様な「知の拠点」との連携により学びを深める機会を創出します

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の学習成果を学校・家庭・地域などの日常で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

図書館協力ボランティアなど、学習成果を地域において活かせる活動を促進します。

幅広い分野で展開している事業を相互に連携させることにより、学校・家庭・地域の教育力向上の効果を高めるため、生涯学習施策を体系化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

国では、平成 23 (2011) 年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念が示されたこととともに、平成 24 (2012) 年には「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、「スポーツ基本計画」が制定されました。

本計画では、「子どものスポーツ機会の充実」～「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」まで 7 つの政策課題を掲げ、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すとしています。

2020 年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定したことにより、スポーツの注目度が高まっています。

国立市では、スポーツ推進委員⁷を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。

市内における主要なスポーツ施設のうち、「くにたち市民総合体育館」の利用者数について、個人利用者数は平成 22 (2010) 年度から 3 年連続で対前年度比プラスとなっています。平成 25 (2013) 年度の利用者数は、個人が 108,039 人、団体が 93,785 人であり、平成 22 (2010) 年度と比べそれぞれ 3.2% (3,364 人)、8.0% (7,014 人) 増加しています。

一方、テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、平成 21 (2009) 年度以降、概ね減少傾向で推移しており、平成 25 (2013) 年度における利用件数の合計は 10,826 件、平成 20 (2008) 年度の 12,633 件と比べ 14.3% (1,807 件) 減少しています。

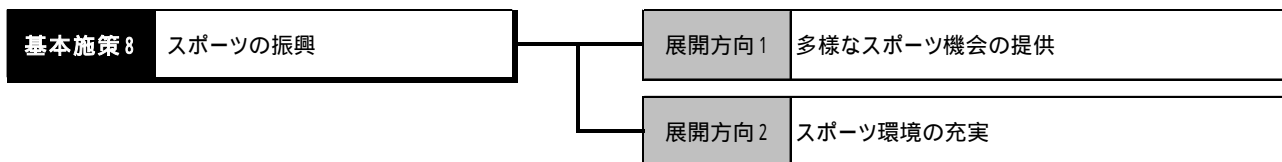
今後は、高齢者の健康寿命の延伸にもつなげるよう、公園への健康遊具の設置など、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。

市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、地域スポーツクラブの設立や、くにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

⁷ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在、国立市では 12 名が委嘱されている。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 多様なスポーツ機会の提供 >

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

地域におけるスポーツ機会の提供において中心的な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会の活動を支援します。

関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、体育協会、市内の大学等と協力しながら、年齢・体力に応じたスポーツ・レクエーションの機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：スポーツ環境の充実>

【目的】

市民がスポーツに親しむため、市民が利用しやすい環境づくりを推進します。

【手段】

市民総合体育館や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。

学校開放施設の設備・備品等の整備を行います。

スポーツ団体の紹介などを行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

内閣府の「平成26年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、平成72(2060)年には男性84.19歳、女性90.93歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれています。

健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には、さまざまな算定方法があります。東京都では65歳健康寿命A(東京都保健所長会方式)⁸を用いていますが、「平成25年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.06歳、女性は85.61歳で、東京都の男性82.23歳、女性85.33歳という値よりやや上回っています。平均寿命が今後も伸びていくと見込まれていますので、この健康寿命をいかに伸ばしていくかということが課題となっています。

国立市民の健康に関する意識・実態調査の結果、主観的健康感を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合は、平成23(2011)年3月の81.1%から平成27(2015)年3月には83.3%と増えています。この主観的健康感を持つ人の割合は、実際の健康度合と比例すると言われており、引き続き、この数値を高い水準で維持、向上させていくことが求められます。一方で、野菜摂取不足や一部の年代の運動不足、痩せと肥満の二極化などの課題があります。

国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で、この2つの死因で全体の約5割を占めています。また、食生活の欧米化等により糖尿病の方が増えています。これらの生活習慣病を予防するには、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が大切です。このうち、国立市のがん検診の受診率は東京都と比べ低い値となっています。また、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率は45%前後で推移しています。今後も引き続き、受診率の向上を図る必要があります。

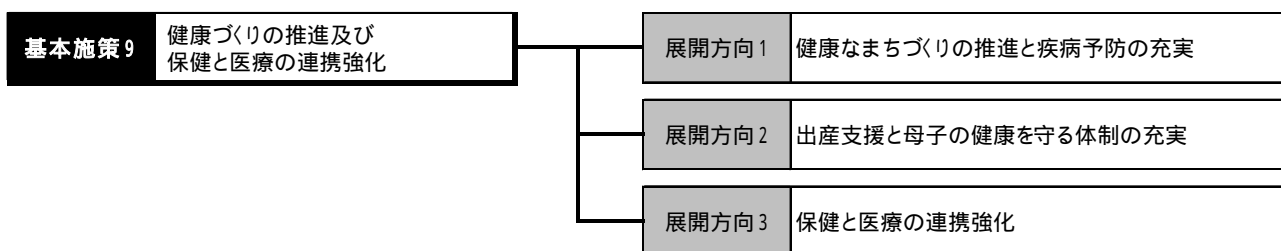
より多くの市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の改善や健康の増進に取り組むことで、健康寿命の延伸にもつながるよう、さまざまな機会を活用し、地域や関係団体、市が相互に協力し合い、常日頃からの健康管理の重要性に対する意識を高めていく必要があります。

がんで亡くなる方や糖尿病などの生活習慣病にかかる方が増えています。これまで以上に地域の医療機関や関係機関と連携して、健康づくりや疾病予防等の事業を推進していく必要があります。また、胎児期から高齢者に至るまで、市民一人ひとりのライフステージに応じた保健予防活動を、医療機関とも連携しながら、充実させていく必要があります。

⁸ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

< 施策の目的及び体系 >

市民が健やかに暮らせる健康なまちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



< 展開方向 1 : 健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実 >

【目的】

市民が自らの健康に気を遣い、日常生活に健康づくりの視点を取り入れるとともに、健康づくりを地域で支援する健康なまちづくりを推進します。また、病気の発症、発症後の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

健康づくり計画（健康増進計画）に基づき、健康診査や相談、食や運動、休養等健康づくりに関する啓発事業などを推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。

保健師や栄養士等が地域に出向くなどして、学校や自治会、事業者による健康づくり活動を支援します。

市民が自らの判断により、適切な医療サービスを選択できるよう情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：出産支援と母子の健康を守る体制の充実>

施策3「子育て環境の充実」にも掲載

【目的】

子どもを産みたいと思う市民を支援するとともに、妊産婦と乳幼児の健康を守り、健やかに成長・発達できる環境を整えます。

【手段】

不妊に悩む市民に対し、経済的負担の軽減を図ります。

妊婦健康診査事業の拡充を図ります。

子育て支援部門とも連携した妊産婦や乳幼児に対する医療保健支援体制の充実を図ります。

様々な資源とのネットワークを維持・構築していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：保健と医療の連携強化>

【目的】

保健と医療の連携を進め、市民の保健予防活動の充実と病気の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。

【手段】

地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関との連携を強化し、病気の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。

生活習慣病等の発症予防・重症化予防の観点から、市民一人ひとりが「かかりつけ医」を持ち、定期的な医療機関の受診と専門的な健康管理のアドバイスを受けられるよう、情報提供や啓発を行います。

保健所や医療機関と連携し、感染症の予防に努めます。

市民に向けて休日診療などの医療情報を広く周知します。

医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。【施策10「高齢者福祉の充実」にも掲載】

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

我が国全体が世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えている中、平成 24(2012)年 9 月には、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられ、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針である「高齢社会対策大綱」が閣議決定されています。

今後、高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる平成 37(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

これにより、各市区町村では平成 37(2025)年に向けて、3 年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

国勢調査によると、平成 12(2000)年以降、国立市の単身高齢者世帯と高齢者のいる夫婦のみ世帯は、いずれも一貫して増加傾向にあり、平成 22(2010)年では前者が 3,287 世帯、後者が 2,898 世帯、対平成 12(2000)年比でそれぞれ 2.5 倍(1,991 世帯増)、1.8 倍(1,325 世帯増)に大きく増加しています。

また、市においては、平成 21(2009)年度以降、要介護・要支援者数も一貫して前年度を上回る状況が続いています。平成 25(2013)年度の認定者数は 2,959 人、サービスの給付額は 45 億 9,100 万円であり、平成 21(2009)年度と比べると、それぞれ 1.3 倍(662 人増)、1.4 倍(13 億 4,800 万円増)となっています。

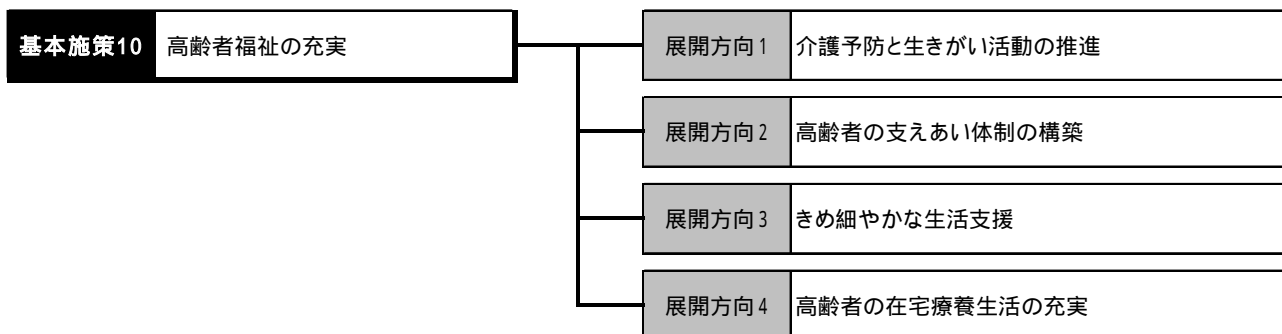
国立市においては、平成 37(2025)年には、4 人に 1 人が高齢者となることを見込まれています。今後 10 年の間に、高齢になっても、地域活動への参加や生きがい就労を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。そのためには、シルバー人材センターをはじめとする関係機関との連携を強化しつつ、住民主体の取組を支援することで社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

今後の高齢者の増加が予測される中、高齢者に対する虐待が懸念されています。こうした高齢者に対する虐待を防止するため、高齢者を養護する家族への支援、介護サービスを提供する事業所への指導等に取り組む必要があります。

また、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、病気や認知症になっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

高齢者が生きがいをもち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮せるまちを目指します。



< 展開方向1：介護予防と生きがい活動の推進 >

【目的】

高齢者が自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、いきいきと暮らせるようにします。

【手段】

元気な高齢者も対象とした生きがい活動ともなる事業を中心に、介護予防事業を推進します。
 高齢期の生活や健康の保持について学びあうことができる環境を整えます。
 高齢者のサロン活動や生きがい就労を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：高齢者の支えあい体制の構築>

【目的】

高齢者の孤立を防止し、社会参加を通じて、つながりのある支えあい体制を構築します。

【手段】

高齢者の見守り活動などにより、元気な高齢者が、周り的高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

生活支援の基盤としてのシルバー人材センターとの連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：きめ細やかな生活支援>

【目的】

高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

生活、介護、医療等の相談を総合的に受け、きちんと支援につながるようきめ細やかに対応します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向4：高齢者の在宅療養生活の充実>

【目的】

加齢に伴い、病気や認知症になっても、安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。

認知症の専門対応と市民啓発を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

平成 25(2013)年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。本法律の施行によって、平成 25(2013)年 4 月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26(2014)年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。

平成 24(2012)年には、しょうがい児童を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営および休日夜間は委託)しました。

高齢者の増加に伴い国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成 22(2010)年以降、4 年連続で前年を上回る状況が続き、平成 25(2013)年では 1,918 人、平成 22(2010)年の 1,694 人と比べ 13.2%(224 人)増加し、知的しょうがいの方では「愛の手帳」の所持者は微増傾向が続いています。また、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成 23(2011)年以降は 1,000 人を超えており、平成 26(2013)年は 1,151 人となり平成 22(2010)年の 997 人と比べて 15.4%(154 人)増加しています。

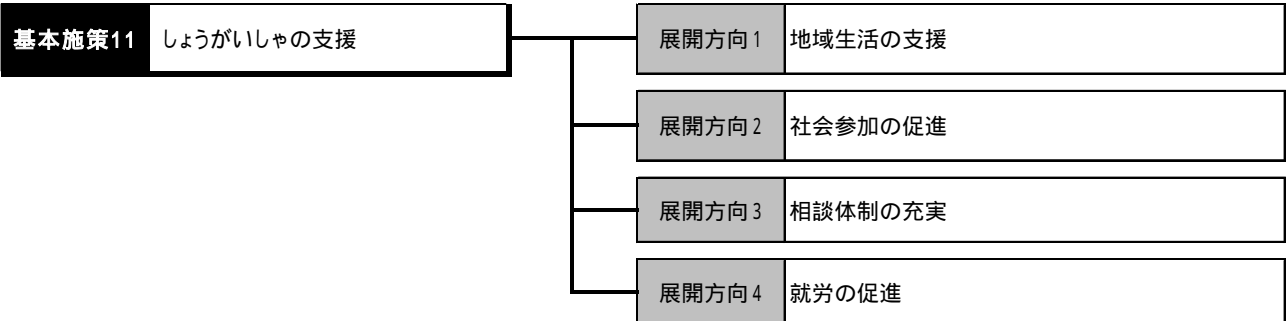
しょうがい福祉サービス等の利用状況においても、介護給付、訓練等給付、自立支援医療制度、難病および小児慢性特定疾病医療費助成制度等の利用者数や申請件数が、年々増加しています。

平成 17(2005)4 月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域でともに出会い、ともに育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成 27 年 9 月に制定(平成 28 年 4 月施行)しました。

国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりまえに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。またしょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが求められます。

< 施策の目的及び体系 >

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



< 展開方向1：地域生活の支援 >

【目的】

しょうがい者が地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。しょうがいのある人もない人もともに地域で生活していく意識を醸成していきます。社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取り組みを行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。

地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがい者の外出先の確保を行うとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：相談体制の充実>

【目的】

生活のしづらさや困難が軽減できるように、寄り添い、相談支援を行っていきます。

【手段】

委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。

しょうがい者虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。

相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。

研修参加等により相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署および関係機関等との連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向4：就労の促進>

【目的】

しょうがい者の一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

個別の就労支援事業を継続します。

しょうがい者や企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。

取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター（CSW）⁹及び生活支援コーディネーター¹⁰事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。

全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成27（2015）年4月1日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体が実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。

全国的生活保護の受給者数は、一貫して増加傾向を示しており、平成27（2015）年3月末において約217.4万人となっています。全国的な傾向と同様に、国立市においても生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成27年3月末における被保護世帯数は822世帯、被保護人員は1,047人であり、対平成22年3月末比でいずれも約1.4倍に増加しています。世帯類型別に見ると、高齢者、母子、障害・傷病者といった類型に当てはまらない「その他世帯」の増加が顕著であり、平成27年3月末で154世帯となっており、対平成22年3月末比で約2.3倍に増えています。「その他世帯」の中には、稼働能力がありながら様々な事情により生活保護の受給に至った世帯も含まれていることから、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の強化と充実を図っていく必要があります。

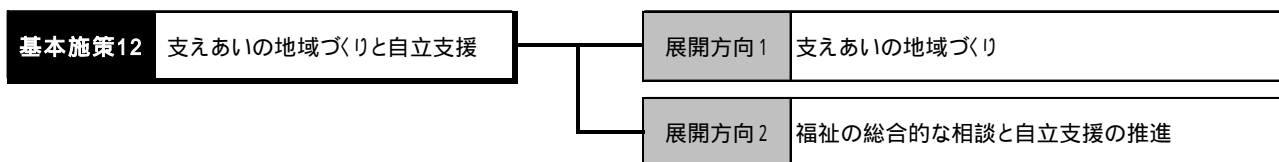
生活困窮者の増加傾向が続いている中、生活保護の受給に至る前の段階から安定した就労に結びつく支援をするとともに、個々人の状況に応じた適切なサービスを継続的に提供するため、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、NPO、民生委員等の関係機関との連携・協働に根ざした生活支援体制の強化を図る必要があります。

⁹ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

¹⁰ 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者。

< 施策の目的及び体系 >

ソーシャルインクルージョン¹の考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支えあう地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



< 展開方向1：支えあいの地域づくり >

【目的】

支えあいの地域づくりをすすめることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちをめざします。

【手段】

地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動の支援を行います。

地域福祉コーディネーター（CSW）の活動を通じ、地域の住民同士のつながりを強めます。災害時要援護者支援事業を通じて、災害時にひとりでは逃げられない要援護者（要配慮者）を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。

多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズをとらえた地域福祉^{1,2}団体の活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

¹ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

² それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向2：福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上のさまざまな課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。

生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を行います。

住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。地域福祉コーディネーター（CSW）を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、行政や多様な主体との連携のもと、適切な支援を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

基本施策 13 防災体制の充実

<現状と課題>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、災害対策基本法の改正が毎年のように行われ、災害対策の強化が求められています。国民が重点を置くべきだと考えている防災対策は、「公助に重点をおくべき」から「自助・共助・公助のバランスを取るべき」に変化しています。近年は、風水害、土砂災害による被害が発生しており、避難勧告等の早期発令や住民自身の命を守る行動などが求められています。

東京都が平成 24(2012)年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震（設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8 m / 秒）の発生による国立市の人的被害は死者が 46 人、負傷者が 468 人に上ると推計されています。

国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした地域防災計画について、平成 21(2009)年 2 月に、従前の計画を一新し、大規模事故や健康危機対策を加えた「国立市総合防災計画」を策定しています。また、平成 21(2009)年度～25(2013)年度にかけては、大規模災害が発生した場合に避難所として開設する全ての市立小・中学校を対象に、避難所の円滑な運営を目的として、地域の団体や住民、学校や市職員で構成される避難所運営委員会の体制や活動内容等をまとめた「避難所運営マニュアル」を策定しています。

平成 24(2012)年度より災害時要援護者避難支援事業を開始し、地域が協議会を設置して、共助による災害時要援護者に対する避難支援体制をつくり始めています。平成 26(2014)年度現在では 2 つの地区で活動を行っています。

市内には主に自治会、町内会を母体とした 26 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うこととなります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。

消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うこととなります。また、女性消防団員については、防火・防災の啓発活動のほか、市民の要請やイベントでの救命講習や応急手当の指導を実施しており、災害時には各避難所において女性ならではの視点から災害対応を行うことが期待されています。

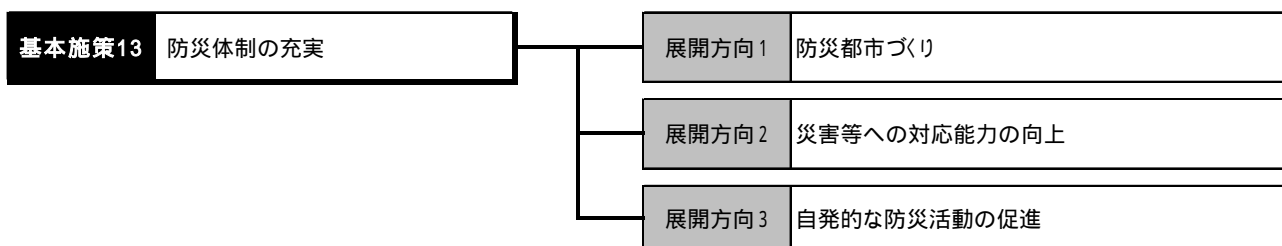
大地震発生の際には、応急復旧に関する業務が多く発生し、重要な通常業務の再開が急がれますが、市役所庁舎や職員等が被災するなど資源が限られた中での対応を求められるため、大地震発生時に行うこととなる各業務の優先順位や復旧目標、現状での課題等を明確にした「国立市事業継続計画（地震編）」を平成 26(2014)年度に策定しています。

近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25 年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

< 施策の目的及び体系 >

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



< 展開方向 1 : 防災都市づくり >

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

木造住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。
 災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：災害等への対応能力の向上>

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、情報伝達の強化を図り、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、想定される避難者の増加に対応するため市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
防災行政無線のデジタル化を図るとともに、複数の手段による情報伝達体制及びその効果的な運用方法の整備を進めます。

想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。

計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：自発的な防災活動の促進>

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。

地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の作成などにより、要配慮者の支援体制を強化します。

日頃からの防災関連情報の発信を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 現状と課題 >

法務省の「平成 25 年版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8（1996）年から毎年戦後最多を記録し、平成 14（2002）年には 369 万 3,928 件に達したものの、平成 15（2003）年からは減少に転じ、平成 25（2013）年では 191 万 7,929 件、ピーク時の平成 14（2002）年と比べ約 4 割も減少しています。

近年の認知件数の減少は、例年、刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数が、平成 15（2003）年から毎年減少したことが大きな要因となっています。また、窃盗を除く一般刑法犯（刑法犯全体から自動車過失致死傷等を除いたもの）の認知件数も、平成 17（2005）年から減少しており、平成 25 年は 33 万 3,250 件となっています。

国立市の平成 21（2009）年以降の刑法犯認知件数は、平成 23（2011）年から 3 年連続で前年を下回る傾向が続いており、平成 26（2014）年では 754 件で、過去 5 年間でも最も多かった平成 22（2010）年の 1,242 件と比べ 39.3%（488 件）と大きく減少しています。平成 26（2014）年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が 362 件で全体の 48.0%を占め、次いで「侵入窃盗」の 34 件（構成比 4.5%）、「自動車・バイク盗」の 31 件（4.1%）の順となっています。また、これらのうち、「自転車盗」は、平成 23（2011）年を境に大幅な減少傾向に転じています。

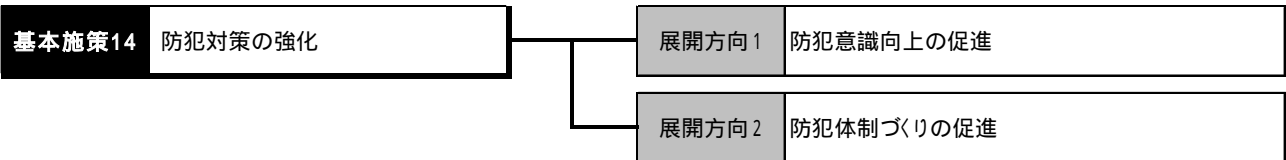
国立市では、平成 26（2014）年 5 月に警視庁立川警察署との間で、「市と署との間の相互連携強化」、「市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「犯罪情報等に関して可能な範囲内の市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携のもと、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成 26（2014）年 4 月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。

自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に国立市の特徴となっている自転車盗及び特殊詐欺¹³については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。

¹³ 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）です。

< 施策の目的及び体系 >

市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくい安心・安全に暮らせるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 防犯意識向上の促進 >

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。

高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 展開方向 2 : 防犯体制づくりの促進 >

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。

立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。

自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。

市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会、行政区等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、さまざまな分野で活発な活動を展開していました。しかし、総務省が平成 26(2014)年 3 月にまとめた「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会報告書」によると、自治会・町内会への加入状況について、都市部では新たに転入してきた住民を中心に、加入率が低下していることが明らかになっています。

国立市でも同様の傾向が見られ、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、自治会・町内会の加入率は、平成 26 年度では 32.6%であり、依然として低くなっています。高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。

地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。

コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があり、各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。

- 国立市における空家の状況は、平成 25(2013)年住宅・土地統計調査によると、住宅総数 41,650 戸、空家総数 5,300 戸で、空家率は 12.7%となっています。これは、平成 20(2008)年調査と比較して、空家数が 350 戸の増加となったものの、住宅総数の増加により、空家率は変わらない状況です。このうち、賃貸用や売却用を除いた居住用一戸建ての空家数は 450 戸で、平成 20(2008)年調査と変わらない状況です。
- 空家の増加が全国的な都市問題となっている中で、平成 27(2015)年 5 月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、適切な管理がされていない空家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市民の生命、財産等を保護し、生活環境の保全を図るため、空家に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- 上記の法律の施行により、自治体による立入調査や固定資産税情報の活用が可能となったほか、法律に規定する「特定空家」に対しては、指導等の必要な措置をとることができるようになりました。国立市においても、法律に規定されている市の役割や権限に沿って、地域の課題である空家の適正管理と活用について具体的な取組を検討し、事業を展開していく必要があります。

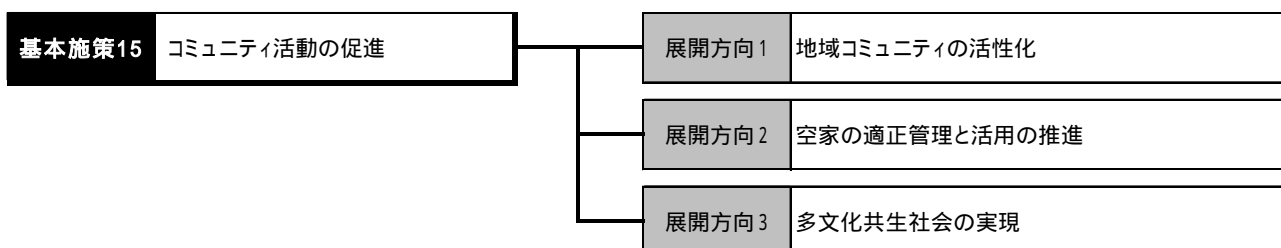
現在、急速な技術の発展と国家の枠を超えた経済の結び付きの強まりによって、人・物・情報の流れが地球的規模に拡大され、諸外国との交流は従来の国家間レベルのものから、地域レベル、草の根レベルの交流が重要となっており、多文化共生の考え方が重要になっています。

国立市の外国人人口は、平成 24（2012）年以降、3 年連続で前年を下回り、平成 26（2014）年では 1,271 人、過去 5 年間で最も多かった平成 23（2011）年の 1,477 人と比べ 14.0%（206 人）減少しています。また、平成 26（2014）年の外国人人口を国籍別にみると、最多は中国の 494 人（構成比 38.9%）であり、韓国・朝鮮が 347 人（27.3%）でこれに次いでいます。

国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的な差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向け、関係機関との連携・協働のもと、外国人市民に対する生活支援や日本人市民との交流を深めるための取組を促進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市内のコミュニティ（自治会・町内会・地域における共同体）との協働のもと、地域の課題解決を図るとともに、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



<展開方向1：地域コミュニティの活性化>

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。

多様な主体の協働による取組や地域資源（人材・物資・資金・情報）を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。

地域の諸問題解決に向けた事業の計画立案や実施、評価、改善などに地域住民が主体的に参画できる仕組みを作ります。

活動拠点となるコミュニティ施設の機能を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：空家の適正管理と活用の推進>

【目的】

地域における空家化の未然防止、空家の解消、空家の適正管理を実現するとともに、空家の有効活用を目指します。

【手段】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空家対策を総合的、計画的に推進します。

空家のデータベース化を進め、有効に活用できる仕組づくりを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：多文化共生社会の実現>

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民との交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

外国人市民の日常生活におけるニーズを把握・共有するため、外国人を含めた市民と行政による意見交換の場を設けます。

地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、国際理解・協力活動を支援します。

地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーション等在住外国人と市民が交流する機会をつくれます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 現状と課題 >

近年、我が国では社会環境や家族構成、ライフスタイル等の変化に伴い、消費者の「食」に関する関心が多様化するとともに、実際の食材と異なった食品表示等問題を背景に、安全・安心な「食」を求める消費者の意識が高まっています。全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の推移をみると、総数ベースの相談件数は平成 16 (2004) 年度から減少傾向にあるものの、このうち「食料品」に関する相談件数は増加傾向にあり、平成 25 (2013) 年度は平成 22 (2010) 年度の約 2 倍に上っています。

さらに、情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進むと同時に、情報通信に関連する新しい消費者トラブルが多発傾向にあるほか、高齢者を中心に「劇場型勧誘¹⁴」による深刻な消費者被害が社会問題化しています。全国の消費生活センター等に寄せられた「電子商取引」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 25 (2013) 年度の件数は約 20 万 8 千件で消費生活相談全体の 2 割以上を占めています。また、「劇場型勧誘」に関する消費生活相談件数は、平成 24 (2012) 年度以降、月によって差はあるものの、月平均で 1,500 件以上に上っています。

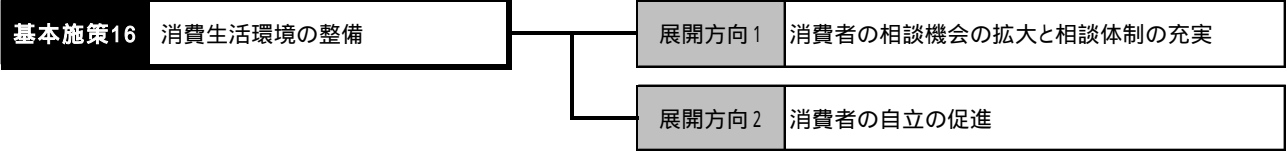
現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費生活相談コーナー」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。平成 21 (2009) 年度以降、消費生活相談件数は、平成 21 (2009) 年度に過去 6 年間で最も多い 457 件に上りました。その翌年度には減少に転じ、平成 23 (2011) 年度に 345 件となりましたが、平成 24 (2012) 年度に 351 件、平成 25 (2013) 年度には 392 件となり、再び増加傾向にあります。

全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民がさまざまな消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが大いに懸念されます。今後は、消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

¹⁴ 複数の業者が役回りを分担し、パンフレットを送り付けたり、電話で勧誘したりして、消費者があたかも得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品等を買わせる手口。

< 施策の目的及び体系 >

市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



< 展開方向1：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実 >

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

- 消費者からの相談時間等を拡大します。
- 消費者相談員の相談スキル向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 展開方向2：消費者の自立の促進 >

【目的】

市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

- 消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

【政策6】環境

基本施策 17 花と緑と水のある環境づくり

<現状と課題>

東京都は、より実効性の高い新たな緑施策を構築するため、平成24(2012)年5月に緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性をとりまとめた「緑施策の新展開」を策定しています。

この「緑施策の新展開」では、市区町村に期待する主な役割として、「住民、企業、NPO等と連携しながら、地域に密着した緑の保全・創出活動を推進する」、「地域住民や企業等に対し、生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める」、「緑の保全・創出活動の担い手となる人材の育成を推進する」ことが位置づけられています。

これまで国立市では、一橋大学、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。そのため、国立市の貴重な自然資源であるハケや水田などを保全し、谷保地域の原風景を後世に残していく取組が求められています。

平成26(2014)年度に実施した「第15回国立市政世論調査」においても、「水とみどりをはぐくむまち」は、「特に力を入れてほしい」と「力をいれてほしい」の合計値が85.9%で対象32施策中8番目に高い状況にあります。また、同調査で国立市に住み続けたいと回答した市民に対し、その理由を質問した結果、「自然環境に恵まれているから」は33.5%で3番目に高い回答比率となっています。

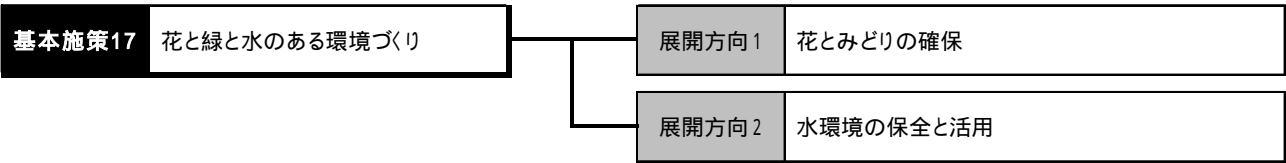
今後、行政主導でまとまった緑地空間を増やすことは困難さを増していくと予測される中、国立市では住宅地等への生垣助成制度を設け、市域の約6割を占める民有地の緑化を進める体制を構築するなど、市民と行政が一体となって緑の保護と緑化の推進に取り組んでいます。

国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持・創出については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。

市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働のもと、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市内外に国立の魅力印象を印象づける重要な地域資源として、より多くのみどりを保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



< 展開方向1：花とみどりの確保 >

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、花とみどりを大切に守り育て活かします。

【手段】

屋上緑化、緑のカーテン（壁面緑化）、生垣の形成を促進し、公共施設や民間建築物の敷地内及び屋上、壁面等の緑化を推進します。

青柳崖線や東京都の歴史環境保全地域である「谷保の城山」等の市内に残された貴重なみどりの保全を推進します。

花と緑のまちづくり協議会の活動を促進し、花とみどりを充実させていきます。

市民の身近なみどりである公園を適正に維持、管理していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向 2 : 水環境の保全と活用>

【目的】

矢川や湧水などの水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

地下浸透機能を持つ緑地等の保全や雨水浸透ますの設置を促進し、地下水のかん養に取り組みます。

地下水及び湧水の定期的な調査・監視を行い、その結果を踏まえ良好な水質を維持するために必要な対策を講じます。

市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

基本施策 18 環境の保全

< 現状と課題 >

文部省・気象庁・環境省が平成 25 (2013) 年 3 月に公表した「日本の気候変動とその影響」によると、近年、日本の各地でごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る局地的大雨による事故や災害が多発傾向にあるなど、全国的に気候変動の影響が深刻化しつつあります。この気候変動と地球温暖化との明確な因果関係は明らかになっていないものの、その影響は無視しがたいものとなっています。

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故をきっかけとした火力発電所の稼働率の上昇等により、近年、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が増加傾向にあるため、国立市においても、CO₂の排出抑制に積極的に取り組む必要があります。

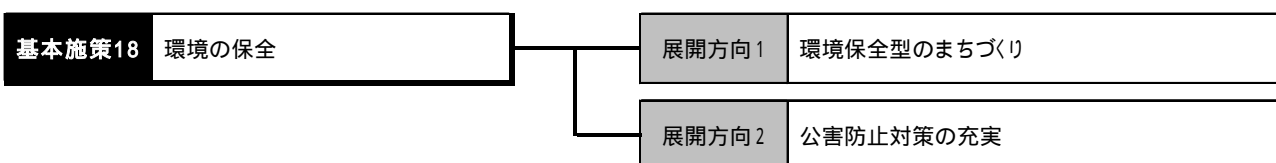
国では、平成 26 (2014) 年 12 月に閣議決定した「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、緊急経済対策の具体的施策の 1 つとしてエネルギーコスト対策を掲げ、その中で省エネルギー・再生可能エネルギーの推進に取り組むとしています。このような状況を踏まえ、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの普及拡大を図るためには、行政が先導役を果たしながら、市民に対し自主的・自発的な活動の実践を促進する必要があります。

国立市では、平成 25 年度から住宅用スマートエネルギー関連システムの設置に対する補助を開始したほか、市役所庁舎駐車場に電気自動車の急速充電設備を整えるなど、地球温暖化防止対策に取り組んでいるところですが、地球環境負荷の低減に向けて更なる取組が求められています。

公害防止については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の各種環境調査における平成 26 年度の環境基準達成率が約 89%となっており、環境基準の達成に向けて取り組む必要があるとともに、市民からの連絡があった場合には迅速な対応を行っていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ（環境に配慮した生活）を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



<展開方向1：環境保全型のまちづくり>

【目的】

衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進します。

【手段】

環境問題に対する市民の理解や関心の醸成にも結び付く情報の提供を行います。

行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。

地球温暖化防止に資する省エネルギー化の取組や再生可能エネルギーの導入を促進します。

環境保全型のまちづくりの先導役として、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減により一層積極的に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：公害防止対策の充実>

【目的】

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

典型7公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。

苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等を確認した後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある府中市、狛江市、稲城市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京多摩広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場において建設・土木資材やエコセメントとしてリサイクルされています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。

国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会（循環型社会）の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、埋め立てごみ「ゼロ」に取り組んだ結果、平成22（2010）年度にはこれを達成しています。しかし、ごみの搬出量は、多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、市民の理解と協力のもと様々な取り組みを展開しているものの、ごみの減量の成果としては遅れているといわざるを得ない状況にあります。ごみの焼却の中間処理や最終処分を広域化として他の自治体に依存している状況から、さらなるごみの発生抑制が求められます。

現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動（エコアクション）を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R（リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル）¹⁵の普及拡大に取り組んでいます。

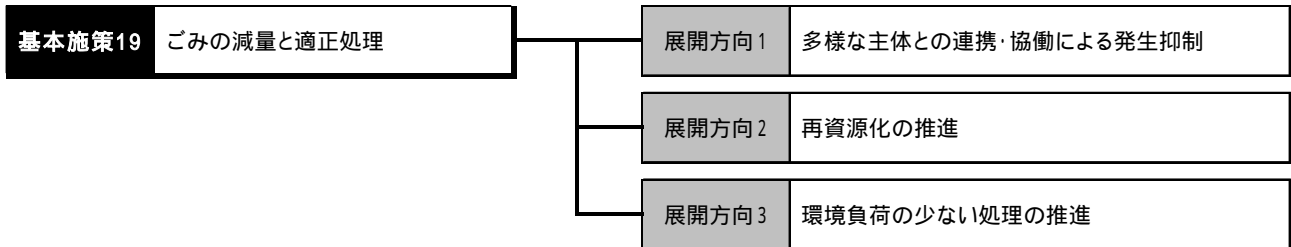
平成26（2014）年度に実施した「第15回国立市政世論調査」によると、「ごみの発生抑制と資源化の推進」は、「特に力を入れてほしい」と「力をいれてほしい」の合計値が87.4%で対象32施策中2番目に高くなっています。また、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととしては、「ごみの分別などに対する指導を徹底する」が37.5%で最も高く、次いで「市報においてごみ（廃棄物等）に関する情報を詳しく提供する」の36.5%、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法等を指導する」の31.8%の順となっています。

今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行い、より多くの市民や事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

¹⁵ 「Reduce（リデュース）：ごみになるものを減らす」、「Reuse（リユース）：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair（リペア）：修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return（リターン）：使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle（リサイクル）：原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

< 施策の目的及び体系 >

多様な主体との連携・協働のもと、ごみの発生を抑制するとともに、ごみの適正な処理を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。



< 展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制 >

【目的】

多様な主体との連携・協働のもと、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働のもと、5Rの推進に取り組みます。

事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。

EPR（拡大生産者責任）¹⁶の推進を具体化するため、他の自治体とも連携を図りながら、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。

可燃ごみを中心に、さらなる減量及び分別を進めるため、啓発や情報発信を強化するとともに、家庭ごみの有料化をはじめ、あらゆる手法に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

¹⁶ Extended Producer Responsibility の略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

<展開方向 2 : 再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、周知啓発等の強化に取り組みます。
剪定枝の資源化、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から金属類を取り出すなどの取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向 3 : 環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。
し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く 100%の水洗化を目指します。
公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(P C B 特別措置法)¹⁷に基づき、庁舎等で保管しているコンデンサ・安定器に含まれるポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に処理します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

¹⁷ P C B は毒性が強いポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、P C B 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況について届出を行うとともに、政令で定める平成 39 (2027) 年 3 月末日までの処分が義務づけられている。

【政策7】都市基盤

基本施策20 道路の整備と適正管理

<現状と課題>

現在、全国の地方公共団体では1950年代半ば（昭和30年頃）から1970年代初頭（昭和47年頃）の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。

このような状況のもと国では、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化計画」¹⁸を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。

さらに、各自治体が国の動きと歩調を合わせ、速やかに道路や橋梁等を含めた公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26（2014）年4月に「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう、全国の自治体に対して要請を行っています。

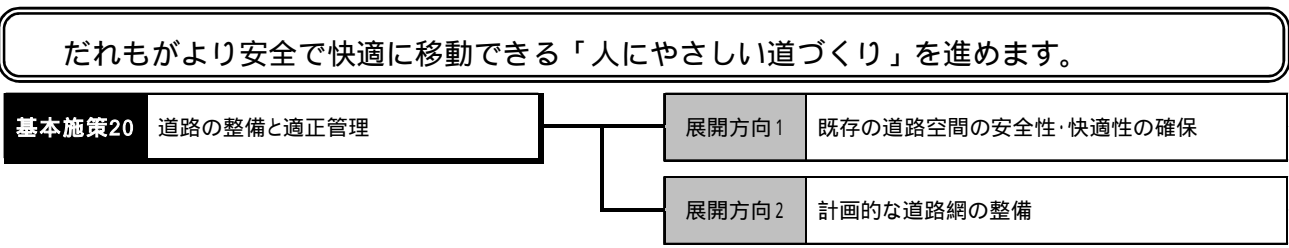
一方、かつては、自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化などの時代背景の変化に伴い、誰もが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、道路に求められる役割が変化してきています。

今後、国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、補修や改修を行う必要性が急激に高まっていくと見込まれるとともに、厳しい財政状況下において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが安全で快適に使いやすい道路となるように、いかにより効果的・効率的に維持管理していくのが極めて重要な課題となっています。

都市計画道路は、人や自動車交通などの移動を支える交通機能をはじめ、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。

市内の都市計画道路の整備率は約38パーセントにとどまっており、生活道路に通過車両が流入する等の課題解決をはじめ、地域の特性や将来需要に応じた道路網を整備していく必要があります。

<施策の目的及び体系>



¹⁸ 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

<展開方向1：既存の道路空間の安全性・快適性の確保>

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用するすべての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。

さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。

既存の道路空間の適正管理にも結びつくよう、道路台帳¹⁹の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：計画的な道路網の整備>

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

選択と集中のもと、従来にも増して、優先性が高い路線を絞り込むことが必要であり、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を抽出し、その計画的な整備を推進します。

都及び関係区市町で連携・協力のもと策定した「東京都における都市計画道路の整備方針」の第四次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

¹⁹ 道路管理者が円滑な維持管理と財産管理を行うため、路線名や道路の区域、延長、面積及び認定年月日等の道路管理上必要な事項を図面と調書にまとめたもの。

<現状と課題>

現在、全国的に人口の急激な減少や高齢化の進展等を背景として、通勤や通学のために鉄道・バス等の公共交通機関を利用する人が減少し、特に路線バスを中心とした公共交通事業の規模の縮小やサービス水準の低下が大いに懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として関係者の合意をもとに持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成25(2013)年12月施行「交通政策基本法」の基本理念に基づき、平成26(2014)年5月に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

また、平成24(2012)年11月には国土交通省と警察庁の連名により「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定され、自転車走行空間の整備と併せ、すべての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなどハード・ソフトの両面から取組を行い、自転車が安全で快適に利用できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車利用環境の創出が喫緊の課題であるとされました。

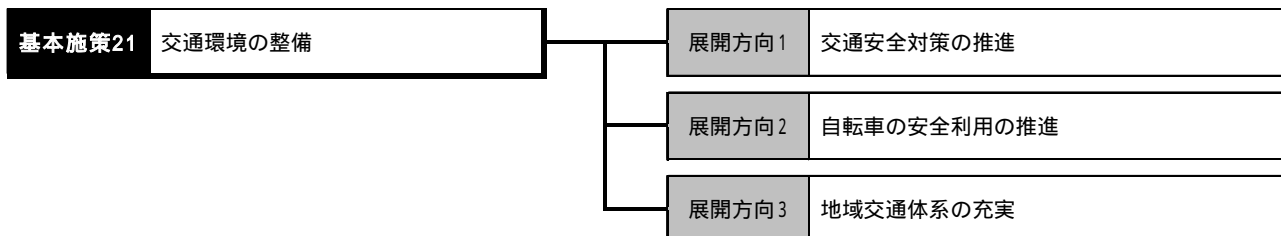
このような流れを受けて、国立市では平成26(2014)年3月に「国立市地域交通計画」を策定し、だれもが安全で円滑に市内を移動するための交通(地域交通)の基本方針を定め、その実現に向けて徒歩、自転車、公共交通といった各交通モードを対象とした具体的な施策(アクションプラン)の推進を図ることとしています。

平成26(2014)年度に実施した「第15回国立市政世論調査」によると、「安全で便利な移動の確保と交通体系の充実」は、「評価できる」と「どちらかといえば評価できる」の合計値が66.7%、また、「特に力を入れてほしい」と「力をいれてほしい」の合計値が83.7%で、いずれも対象32施策の中で最も高くなっています。

今後、国立市においても急速に高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、高齢者が安心して外出したり、安全に移動したりできるとともに、子どもたちを交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。

< 施策の目的及び体系 >

だれもが安全に行き交うことができるとともに、超高齢社会を支え、駅や駅周辺地域へのアクセスしやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 交通安全対策の推進 >

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない環境を目指して整備を進めます。

【手段】

交通安全対策に関する総合的な計画を策定し、これに基づく取組を計画的に推進します。
 子どもから高齢者まで広く市民を対象とした交通安全教室の開催等を通じ、交通安全意識の啓発と交通ルールの徹底を図ります。
 交通事故防止の観点から危険箇所を解消する緊急性や必要性を踏まえながら、計画的に交通安全施設の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：自転車の安全利用の推進>

【目的】

子どもから高齢者まで、だれもが安心して自転車を利用できる環境を整備します。

【手段】

さくら通りや大学通りなど、既存の自転車走行空間との調和を図りながら、自転車利用者が安全で快適に通行できる自転車走行空間の整備を推進します。

民間事業者との連携・協働のもと、自転車駐車場の整備を推進するとともに、放置自転車対策の強化を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：地域交通体系の充実>

【目的】

市内の交通不便地域を解消し、誰もが使いやすい公共交通の確保・拡充を目指します。

【手段】

利用者ニーズ及び費用対効果を十分に勘案しながら、コミュニティバス「くにっこ」を含め市内公共交通機関（民間路線バス、タクシーを含む）の充実を図ります。

今後、増加すると見込まれる高齢者やしょうがいしゃの移動手段を確保するため、福祉的な交通の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地（「国立大学町」）は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ、国立駅周辺地域は、2013(平成25)年に、市民の長年の願いであった、中央線連続立体交差事業が完了したことにより、大きく環境が変化しています。それに伴い、国立市がこれまで市民の多大なる参加により議論を積み重ねてきた国立駅周辺のまちづくり計画を実行に移す時が来ています。

国立市では、2009(平成21)年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。本計画では、「まちと人がつながる、緑と文化のくにたち広場」を目指すべき将来都市像に掲げ、その実現に向け「駅周辺の景観とシンボルをいかしたまちづくり」「個性的なまちなみをいかした回遊性のあるまちづくり」など5つのまちづくりの目標を設定しています。

本基本計画の計画期間においては、これらの目標に則した国立駅周辺まちづくり事業を着実に実施していくことが求められています。中でも、国立市指定文化財である旧国立駅舎を国立駅前に再築する、旧国立駅舎再築事業は、国立駅周辺まちづくり事業の核となる事業です。

旧国立駅舎は、「国立大学町」の設計において、大学通りの軸線上、駅前広場を見据えた位置に、まちのランドマークとして機能するよう位置づけられていました。しかし、JR中央線連続立体交差事業の支障物となることから、東日本旅客鉄道（JR東日本）により解体されました。解体された部材は国立市に引き渡され、国立市は、その部材を丁寧に保管し、再築する計画を積み重ねてきました。

旧国立駅舎再築事業は、国立大学町のまちづくりの歴史をいまに伝え、市への愛着を醸成する、貴重な文化財を再築する事業であるとともに、国立駅周辺の景観構造を回復し、まちづくりの駅として、まちの回遊性を高める役割を担うことにつながるものです。旧国立駅舎を再築し、国立駅周辺をより魅力的な空間にすることが求められています。

一方、富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団（現在の独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構)）が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められました。それに伴い、農地が広がっていた土地に、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。

国立富士見台団地は、1965(昭和40)年に完成し、創設から50年を経過しています。創設当時は、UR都市機構のホームページに記されているとおり、「何十倍もの狭き門を経て入居できる、まさに『憧れ』の存在」でしたが、現在は、日本各地にある、多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇などの課題が生じています。

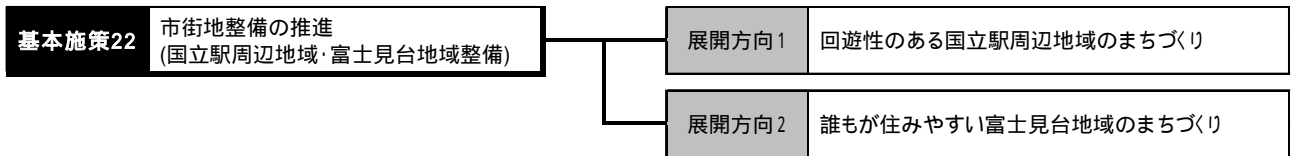
また、東京都により、矢川駅の近くにある、都営矢川北アパートの建て替え事業が進んでいます。居住者の高齢化率は高く、建て替え後の団地で安心して暮らせることができる環境の整備をどのようにするのか、が問われています。

これらの課題に対し、どのように対応していくのか、地域住民、UR都市機構、東京都と協働して、まちづくりの方向性を協議していく必要があります。その上で国立市が目指すべき社会構想である「地域包括ケアシステムの構築」に則した、少子高齢社会の進展に対応した、誰もが住みやすい、現在市民が親しんでいる緑豊かな環境を活かした、住空間を創出することが求められています。

また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策 31 で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進んでいます。それら施設の再編計画を、富士見台地域まちづくり事業でも意識し、少子高齢社会の進展に則した施設配置を検討していく必要が生じています。

< 施策の目的及び体系 >

それぞれの地域の特性に合った都市機能の整備が行われ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。



< 展開方向1：回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり >

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

国立駅北口、南口の駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備などを進めることにより、誰もが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。

市民に必要な機能を有する公共施設整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。

文化財である旧国立駅舎を再築し、国立大学町のまちづくりの歴史をいまに伝え、市への愛着を醸成するとともに、国立駅周辺の景観構造を回復し、「まちづくりの駅」として、まちの回遊性を高める役割を担う拠点として整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：誰もが住みやすい富士見台地域のまちづくり>**【目的】**

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、誰もが住みやすい理想的な住空間とし、老いても若くても安心して暮せる地域とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

地域住民、UR都市機構、東京都と協働して、まちづくりの方向性を協議します。

富士見台地域における、公共施設の再配置の検討を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

基本施策 23 南部地域の整備

< 現状と課題 >

市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。

国立市では、このような良好な環境が残されている地域のまちづくりを進めていくため、昭和59(1984)年3月に「国立市南部地域開発整備基本計画」を策定し、「南武線以北の良好な市街地にまさるとも劣らないまちづくり」という目標のもと、幹線道路の整備や土地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。

その一方、現在でも幅員の狭い道路や矢川上、谷保駅南・矢川駅南、中央自動車道国立府中インターチェンジ周辺など、今後、都市基盤整備が必要な地区が残っているほか、全国的にも高まっている水辺や緑等の再生に対する要請への対応、相続等による農地の宅地化の進展など、南部地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

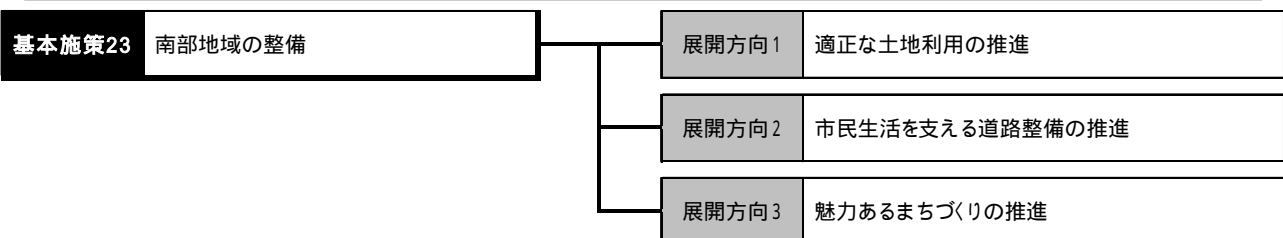
また、小字地域の飛び地や地番が順序良く符号されていないことなどによる混乱を解消し、行政、交通、通信等における日常生活の利便向上を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、国立市ではこれまでの取組の成果や課題を踏まえながら、市民の新たなニーズや時代の要請に的確に対応したまちづくりを進めていくため、平成26(2014)年8月に「国立市南部地域開発整備基本計画」を改定し、「国立市南部地域整備基本計画」を策定しています。

国立市南部地域整備基本計画では、南部地域の将来像を「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」と掲げ、その実現に向け「総合的な土地利用の誘導」、「都市基盤の整備」、「良好な住環境の整備」を主な施策の柱として設定し、南部地域の特徴である昔ながらの田園風景を構成する湧水、水路や崖線の樹林等の自然環境に配慮しながら、それぞれのテーマに沿ったまちづくりを進めることとしています。

< 施策の目的及び体系 >

恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、快適でゆとりのある住環境の形成と、生活の利便性向上に配慮したまちづくりを進めます。



<展開方向 1 : 適正な土地利用の推進>

【目的】

市街地整備の検討が必要な地区に関しては、事業化に向けて調査・検討を行い、推進していくとともに、土地区画整理事業により整備された準工業地域等については、都市計画決定された地区のルール等を順守した企業誘致を進め、計画的な面的整備によりまちの発展を図ります。

【手段】

将来的な市の財政負担や関係市民の経済的負担の最小化に十分配慮し、民間活力の活用や関係機関との連携強化の方法を検討するなど、多角的な手法を導入した市街地整備を推進します。研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業を中心に、積極的な企業誘致を行います。

平成 26 (2014) 年 4 月に改正した「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、分かりにくい町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向 2 : 市民生活を支える道路整備の推進>

【目的】

歩行者・自転車の通行上の危険性、市全体の公共交通政策からみた重要性、防災機能等を総合的に勘案し、より効果的に幅員の狭い道路や、歩行者・自転車の通行上危険な個所の解消を図ります。

【手段】

中・長期的に整備が必要な路線を抽出するとともに、継続性や財政状況等も考慮した優先的かつ重点的な道路整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：魅力あるまちづくりの推進>

【目的】

南部地域の特徴である歴史・文化・自然環境を保全するために、関係部署と連携して、重要な地域資源である農業・農地機能の適切な維持・保全及び緑、水資源の有効利用を促進します。

【手段】

南部地域を形成する大きな要素である歴史・文化環境、農地等の自然環境の保全に配慮した南部地域のまちづくりを計画・実施していきます。

他の機関との連携・協力のもと、市内農業者の経営力の強化に向けた取組を支援し、谷保の原風景の保全のため、農地を公有地化し保全していきます。

現在残されている樹林地や水辺などの自然環境を継承していくために、土地所有者の理解を得ながら保全・育成に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 現状と課題 >

国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる2つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。

このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、富士見通り、旭通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。また、大正15(1926)年に竣工した「旧国立駅舎」は、解体前は原宿駅舎に次いで現存する2番目に古い木造駅舎であり、国立市の景観における象徴の一つでした。

国立市では、かつて平成の初め頃(1990年代前半)に大学通りに計画された高層マンションの建設をきっかけとして、全国でも早くから都市景観の形成に注力してきました。平成8(1996)年11月には、都市景観形成の目標と方針を定め、これを実現するための方策を明らかにした「国立市景観形成基本計画」を策定しています。

平成10(1998)年4月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区²⁰」に指定しています。

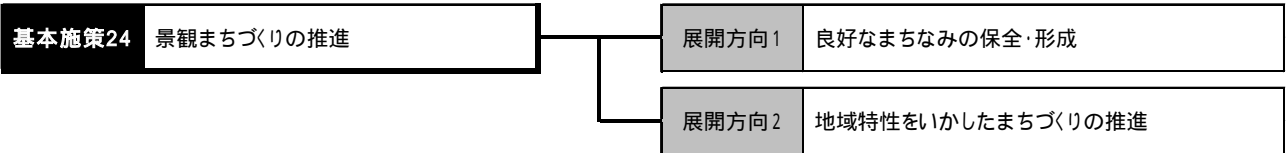
平成26(2014)年度に実施した「第15回国立市政世論調査」によると、国立市に「ずっと住み続けたい」、「当分住み続けたい」と回答した人に対してその理由を質問したところ、「まちなみ・景観が美しいから」が35.6%で2番目に高い回答比率となっています。

より多くの人々からこれからも住み続けたい・ぜひ住んでみたいと強く支持され、「文教都市くにたち」としての付加価値の向上にも結びつくよう、各地域の特性に応じた秩序あるまちなみを将来にわたって大切に守り、育て、つくるためのまちづくりを積極的かつきめ細やかに推進する必要があるため、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的に、「国立市まちづくり条例」を制定します。

²⁰ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第26条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第15条に基づき、市への届出が必要となっている。

< 施策の目的及び体系 >

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携のもと、各地域の特性をいかし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



< 展開方向1：良好なまちなみの保全・形成 >

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。

今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求め、良好な景観の保全・形成を誘導します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：地域特性をいかしたまちづくりの推進

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。

各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 現状と課題 >

我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば（昭和30年頃）から1970年代初頭（昭和47年頃）の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。国では、人々の日常生活や経済活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた予算の中で、ライフサイクルコスト^{2.1}最小化の観点で踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、下水道長寿命化計画の策定に係る費用及び同計画に基づく計画的な改築・更新を支援する「下水道長寿命化支援制度」を創設しています。

国立市の公共下水道は、昭和45（1970）年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前（昭和36年～昭和44年）に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約187kmになります。標準的な耐用年数は50年とされており、すでに耐用年数を超えている管きょが出てきています。管きょの清掃及び調査は毎年行っていますが、今後、早急に管きょの長寿命化計画を立て、計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。

下水道法が平成27年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。下水道事業は、地方財政法に基づく「地方公営企業^{2.2}」に位置づけられ、独立採算制による経営を行うこととなっていますが、地方公営企業法を適用し、「企業会計方式^{2.3}」を採用するかどうかは各事業体の判断に委ねられていましたが、平成26年3月に「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書において、具体的な推進内容が提言され、平成27年1月27日の総務大臣通知により、公営企業会計の適用の推進が要請されました。具体的には、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間とし、下水道事業を重点事業と位置づけ、公営企業会計の適用を要請しています

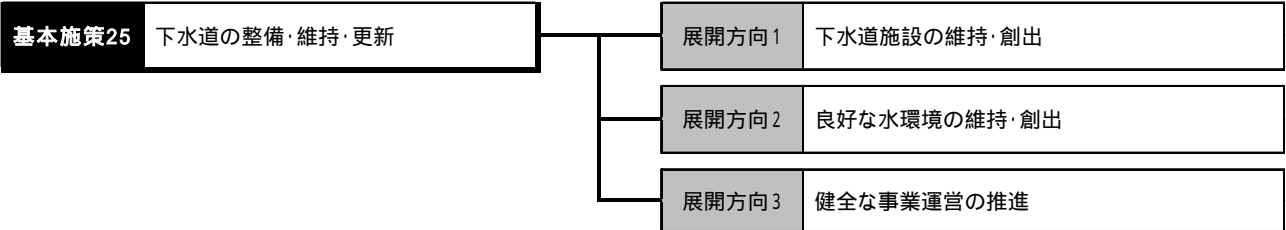
^{2.1} 施設の企画・設計や建設、その後の維持管理・運営及び解体処分に至るまでの期間に必要とされる総経費のこと。

^{2.2} 地方自治体が経営する企業のうち、地方公営企業法が適用される事業をいう。地方公営企業は、経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は経営に伴う収入をもって充てることとされている。

^{2.3} 「企業会計方式」では、1つの取引から生じる経済的価値の増加と、他の価値の減少との両面に注目し、全ての経済価値の変動を記録する「複式簿記」を採用している。また、経営分析情報として、一定期間の経営成績を表す「損益計算書」と一定時点の財政状態を表す「貸借対照表」などの財務諸表を作成する。

< 施策の目的及び体系 >

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



< 展開方向 1 : 下水道施設の維持・創出 >

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

市内の避難所からの排水を受ける重要路線となっている管きよの地震対策を推進します。
 下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。
 耐用年数を超えた施設に対しては、長寿命化計画を策定し、施設の補修・改築を行います。
 ミニ開発が進行（スプロール化）している南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：良好な水環境の維持・創出>

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。

雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。

循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：健全な事業運営の推進>

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営を推進できるよう、公営企業会計方式の導入を図ります。

持続的な下水道事業を実施していくため、下水道使用料の徴収率向上を図るとともに歳出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。

一般会計からの赤字繰入金（赤字補てん）を減らすため、事業の見直しや資本費平準化債²⁴の活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

²⁴ 下水道事業債の償還期間に生じる元金償還費と減価償却費の差額について起債を認め、世代間の負担の公平性を図るために資本費の一部を将来に繰り延べることができる制度のことをいう

<現状と課題>

現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援などさまざまな地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。

平成 24(2012)年 2 月 1 日現在、国立市の小売業 1 事業所当たりの年間商品販売額は 1 億 2,300 万円、売場面積は 137 m²であり、いずれも多摩地域 26 市の中では小さい方から 4 番目と経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。

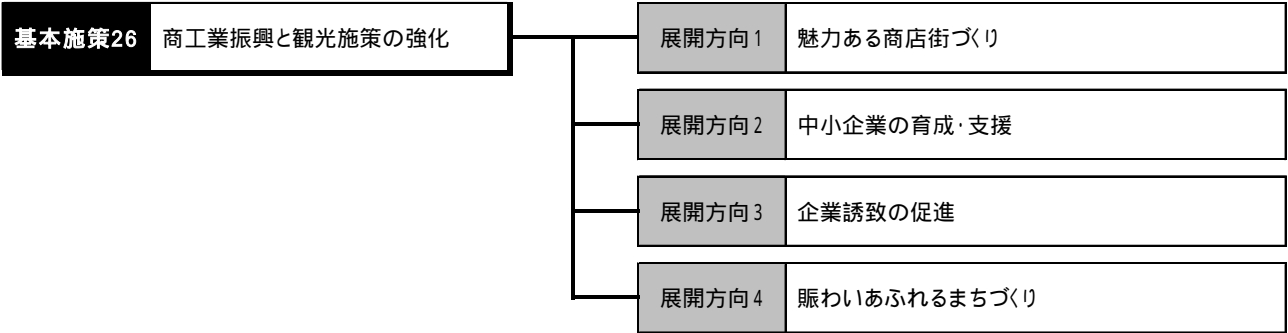
国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「企業誘致促進条例」を制定するとともに、企業立地の促進及び土地建物の有効活用の支援を行うことを目的に、「企業立地あっせん事業」に取り組んでいますが、平成 27(2015)年 4 月 1 日までに誘致した事業所は 9 事業所で、目標値(14 事業所)には届いていない状況にあります。

今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成やさまざまな地域資源の魅力を高めていく必要があります。

国立市観光まちづくり協会と連携し、シティープロモーションサイトを運営し、観光施策に取り組んでいます。また、平成 26 年 12 月には、国立市の目指す観光について、国立市観光懇談会より、『TOKYO SALON 出会いを楽しむ街 くにたち』というテーマと、それに対する 3 点の視点が「国立市の観光に関する提言書」として示されました。今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができる賑わいあるまちを目指していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

商工業者に活気があり、新たに活動する企業を増やすことにより、市内外からより多くの人や消費を引き込み、様々な出会いが生まれ、賑わいあふれるまちを目指します。



< 展開方向1：魅力ある商店街づくり >

【目的】

地域のやる気と創意工夫のもと、既存商店街の集客力を向上させ、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。
 商店会との連携のもと、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組づくりを進めます。
 事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向 2：中小企業の育成・支援>

【目的】

市内での起業・創業を促進するとともに、地域経済を支えている中小企業の経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

創業支援事業計画²⁵に基づく起業者や市内商工業の改善発達に取り組んでいる商工会の活動を支援します。

中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度²⁶の利用促進や、農商工及び産学官の連携による中小企業の振興方策を検討し取り組んでいきます。

中小企業で働く従業員の確保・定着に結び付くよう、勤労市民共済会²⁷の活動を支援します。関係機関との連携・協力のもと、就職希望者や未就労者の就労を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

²⁵ 平成 26（2014）年 1 月施行の産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者と連携して策定する計画。法律の認定を受けた創業支援事業者は、国の補助金を受けられるほか一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人においては、融資の際の信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができる。

²⁶ 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及び特定非営利活動法人（NPO）に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

²⁷ 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生の上昇・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

<展開方向3：企業誘致の促進>

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域²⁸への移転を促進するための支援に取り組みます。

文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向4：賑わいあふれるまちづくり>

【目的】

多様な主体との連携・協力のもと、さまざまな地域資源を活用してまちのブランド力を高め、発信し、賑わいを創出します。

【手段】

市民まつり、さくらフェスティバル、朝顔市、LINK くにたち、くにたちアートビエンナーレなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。

国立市の魅力を市内外に伝えるため、観光情報やイベント情報等の発信やフィルムコミッションを通じたシティプロモーションを積極的に進めます。

「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、賑わいを創出するため、観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

²⁸ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象している。

<現状と課題>

現在、全国的に我が国の農業を取り巻く状況は、基幹的農業従事者²⁹の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少など厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことが待ったなしの課題となっています。

我が国の農業をめぐる諸情勢に鑑み、平成 25 (2013) 年 12 月 5 日に農業中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、同年 12 月 13 日に公布されました。

この法律は、国内農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設するとともに、機構の設立にあわせ、遊休農地解消措置の推進、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるものです。

「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2 (1990) 年の 102ha から平成 22 (2010) 年の 48ha、農家数が平成 2 (1990) 年の 210 戸から平成 22 (2010) 年の 76 戸へと大きく減少しているとともに、平成 22 (2010) 年では農業従事者の 8 割が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。

市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。

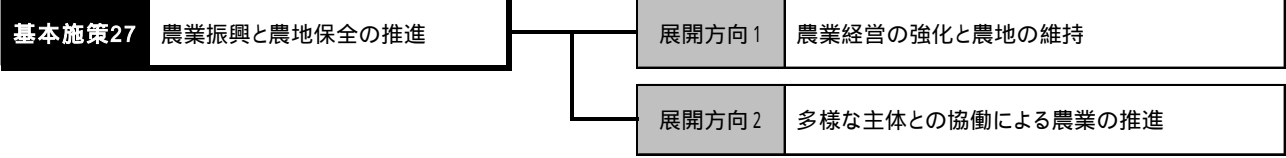
国立市では、自然豊かな城山公園と畑が残る城山地区に、農業体験及び農業の情報発信の拠点として、「城山さとのいえ」を整備しました。また、生産者と市民の相互理解を深める、くにたち版 C S A の普及を図る取り組みを展開しています。

このため、農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力のもと、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。

²⁹ 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

< 施策の目的及び体系 >

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



< 展開方向1：農業経営の強化と農地の維持 >

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

都内で進められている農業特区制度など、農地の利用・保全に関する諸制度の効果的な運用等を通じ、農業を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。

他の機関との連携・協力のもと、市内農業者の経営力の強化に向けた取組を支援します。

くにたち独自の景観的魅力である谷保の原風景を保全していくため、貴重な景観を有するエリアの農地を公有地化し、保全していきます。

東京に残された数少ない水田とそれを支える府中用水の保全に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：多様な主体との連携による農業の推進>

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

生産者と市民の相互理解を深めるとともに、地産地消を拡大するための取組を促進し、くにたち版CSA³⁰の普及を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

³⁰ Community Supported Agriculture（地域支援型農業）の略であり、地域の住民が農業を支える仕組みのこと。

<現状と課題>

近年、国立市の人口は概ね横ばいの傾向が続いています。平成 7（1995）年から 5 年ごとの人口増加率（外国人を除く）を多摩地域 25 市と比較すると、平成 7（1995）年～12（2000）年では 7.1%で 26 市中 2 番目に高い水準にあったものの、その後は低下傾向に転じ、平成 22（2010）年～27（2015）年では 0.4%で 26 市中 17 番目となっています。

多摩地域の他市と同様に、国立市においても人口構成のボリュームゾーンの 1 つを形成している 60 歳代の市民の加齢に伴い、今後、高齢化がさらに加速し、医療・介護等の社会保障費がさらに増加するとともに、生産年齢人口の減少に伴い、税収の減が見込まれることが大いに懸念されます。

このような厳しい将来予測の中で、今後も引き続き、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げるためには、今後 10 年～20 年先をも見据えながら、選択と集中のもと、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、市全体として高い実効力を伴った行政運営に尽力する必要があります。

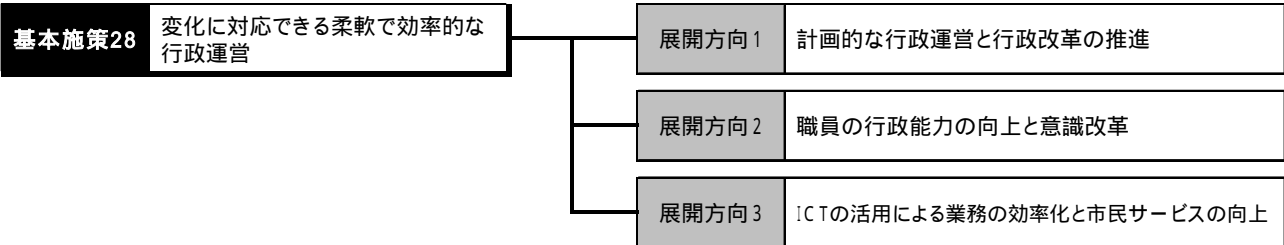
○選択と集中の基礎となる行政評価システムについては、平成 26（2014）年度より以前からの課題であった外部評価を導入しましたが、この間、厳しい財政状況等を背景に施策別枠配分方式予算を見直さざるを得ませんでした。今後は、行政評価を計画、予算、決算へと連動させ、真の PDCA サイクルを機能させるため、より実効性の高い仕組みを構築することが課題となっています。

○また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化・高度化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。

○さらには、「地方創生」の流れの中、東京一極集中是正が叫ばれていますが、都心回帰の流れは確実に多摩地域にも影響しています。多摩地域の自治体全体で切磋琢磨し魅力を高めるとともに、行政サービスにおいても広域連携を推進していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



< 展開方向1：計画的な行政運営と行政改革の推進 >

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。

【手段】

様々な地域課題を迅速に解決できるよう、庁内関係部署間の連携強化を図ります。

将来的な事務量を的確に見極めながら、適正な定員管理を推進します。

今後も引き続き、法律や条例等を遵守し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。より質の高い公共サービスを効率的に提供する観点から、PFI³¹の手法など民間活力の活用を推進します。

市民の生活圏域や活動圏域に対応した、より効率的で効果的なサービスを提供するため、他の自治体との広域連携を推進します。

選択と集中のもと、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan（計画） Do（実施） Check（点検・評価） Act（改善改革）」からなるPDCAサイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

³¹ 「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことです。

<展開方向2：職員の行政能力の向上と意識改革>

【目的】

市政の担い手としての職員の意欲と意識を高めるとともに、様々な行政課題や市民ニーズにより迅速かつ的確に対応できる人材を育成します。

【手段】

職場内研修（OJT³²）、職場外研修（OFF-JT³³）及び自己啓発を「研修の3本柱」とし、これらを有機的に組み合わせ推進することで、職員の業務遂行能力の向上を図ります。人事評価制度を活用し、組織目標の達成に向けた職員のモチベーションの向上と組織の活性化を推進します。また、全職員を対象に、個人評価結果の処遇への反映を検討します。より幅広い見識や知識を身につけることができるよう、東京都や他の地方公共団体、民間企業等への職員の派遣・視察を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向3：ICTの活用による業務の効率化と市民サービスの向上>

【目的】

ICT³⁴を活用し、質の高い市民サービスのより効果的・効率的な提供を推進します。

【手段】

費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続きのオンライン化や証明書等のコンビニ交付の導入、情報通信基盤の整備充実を図ります。

マイナンバー制度の導入にあわせ、各種行政手続きの簡素化や他機関及び庁内関係部署間との情報連携の強化を図ります。

外部のデータセンターを活用した複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同運用を推進することで、システムの運用経費の削減や業務の継続性の確保を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

³² 「On the Job Training」の略で、職場内で職務を通して行われる研修のこと。

³³ 「Off the Job Training」の略で、一定の期間職場を離れて行われる研修のこと。

³⁴ 情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。一般的なIT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

<現状と課題>

国立市では、市報「くにたち」を月2回発行しており、全戸に配布するほか、ホームページへの掲載、報道機関への配布、市内の鉄道3駅（国立駅、谷保駅、矢川駅）に設置してある配布用ラックによる配布等、行政情報や地域の情報を市民へ広く発信しています。情報発信にあたっては単に情報を発信するのではなく、紙面のカラー化など、より見やすく分かりやすい形で発信する工夫を行っています。

市報以外の市からの情報発信手段として、ホームページの内容充実を行っています。国立市ホームページのアクセス数は、平成22年度約255万件から毎年増加し、平成26年度には約430万件まで上昇しています。このうち、モバイル端末を利用した閲覧は、平成22年度の約5%から、平成26年度には約45%に急上昇しています。

また、Twitter(ツイッター)やLINE(ライン)等による情報発信も行い、広い世代に様々な媒体を活用して積極的に情報発信を行っています。また、市からの様々な情報をメールで市民に届ける「くにたちメール配信」については、登録者数の推移をみると、平成21年度は4つのカテゴリで4,602人から平成26年度7つのカテゴリで22,934人と急増しています。今後、これまで中心的な役割を担ってきた市報等の紙媒体をさらに充実させることが必要です。より見やすく、わかりやすい情報発信を行うことで、市民と行政との双方向の情報受発信を促し、市民との対話を通して顔の見える関係性を構築していく必要があります。

ホームページについては、今後も主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実が求められています。また、内容のみならず、スマートフォン等をはじめとしたさまざまな環境で利用しやすいホームページの作成が必要です。さらに、ホームページを高齢者やしょうがい者など誰もが利用できるものにするために、ホームページのアクセシビリティの向上を、今後も継続していく必要があります。ホームページやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を最大限活用し、情報公開・提供・発信を即時的かつ広範囲に積極的に展開していくことが重要となります。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度は、平成28(2016)年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用を開始していますが、平成29年1月運用開始予定の情報提供等記録用開示システム(マイナポータル)に一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能が実装される予定であり、この機能を利用した新たなサービスの検討などが課題となっています。

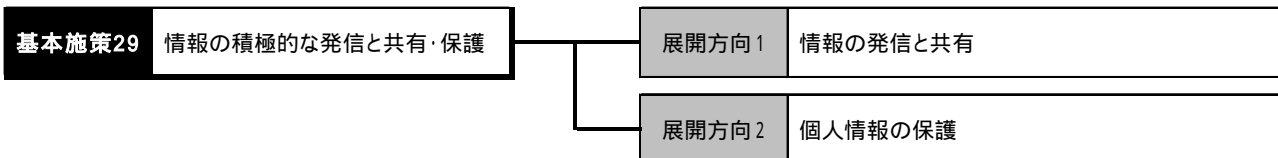
近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進するオープンガバメントの流れを受け、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット上で公開する「オープンデータ」の推進に取り組む市区町村が増加傾向にあります。

これは自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、ともに解決していくことや、民間などが効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうというものです。オープンデータ活用においては、行政が所有する情報は人口などの統計情報から医療、教育などの個人情報まで含んでいることから、活用するデータの種類、データの構造、フォーマット、更新頻度など公開にあたっての統一的なルール作りが必要とされています。

このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担のもと、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

個人情報を適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



< 展開方向1：情報の発信と共有 >

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。

【手段】

多様なツール、メディアを積極的に活用して情報量を増やすとともに、市民のだれもがそれらの情報に容易にアクセスし、活用することができる環境を整備します。

市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。

Wi-Fiなどの都市情報基盤の整備を進めます。

行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：個人情報の保護>

【目的】

市民の個人情報を適切に保護します。

【手段】

先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。

職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

基本施策 30 市民連携・市民協働・市民参画の推進

<現状と課題>

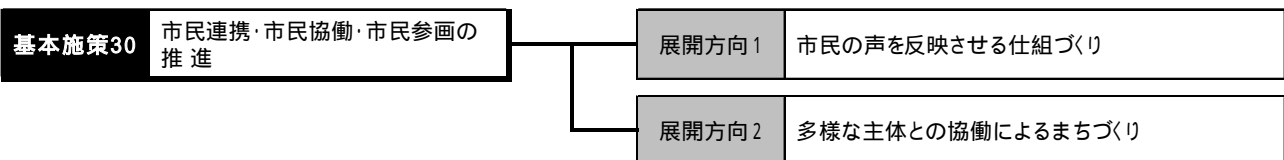
近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。このような状況下、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

国立市では、協働を積極的に推進するため、平成 18（2006）年 10 月に「NPO 等と国立市による協働推進の指針」を策定しています。しかし、平成 26（2014）年度に実施した「第 15 回国立市政世論調査」の中で「グループ活動や地域活動の参加状況」を質問した結果、「参加していない」が回答者の 54.5%に上っています。

今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・NPO・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進していくための仕組みを強化することが必要です。

<施策の目的及び体系>

行政と市民が相互の信頼と対等な関係性のもと、協働のまちづくりに積極的に参画した、より多様で豊かなまち（行政運営）を目指します



<展開方向1：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

より多くの人々が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるようにします。

【手段】

ハード・ソフトの両面から、より多くの主体が市政やまちづくりに参画できる仕組みづくりを推進します。

まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機能の充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<展開方向2：多様な主体との協働によるまちづくり>

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等との協働事業を推進します。また、出前講座「わくわく塾くにたち」の実施などにより、市政への関心を深めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

< 現状と課題 >

平成 26 (2014) 年度の「東京都年次財務報告書 (平成 27 (2015) 年 9 月)」によると、都税収入は国内需要が堅調に推移し、景気回復の動きが広がったことから 3 年連続の増収となっているものの、都の歳入は地方税が大きな割合を占め、その中でも景気変動に大きく影響を受ける法人税の割合が高い不安定な財政構造となっています。

このため、今後の国の動向如何では、財源が減少に転じる可能性もあり、引き続き予断を許さない状況にあります。さらに、平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備や急速な少子高齢化の進展等により、今後、財政需要が増大していくと見込まれる中、東京都ではより自立した財政運営を行うことが極めて重要な政策課題となっています

国立市の歳入のうち、自主財源の約 9 割、歳入全体の約 6 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、平成 22 (2010) 年以降横ばい傾向で推移しているほか、市税全体の約 5 割を占めている個人市民税も平成 20 (2008) 年度以降伸び悩みの傾向にあります。

一方、歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費とされ、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費が平成 12 年度から連続して対前年度比プラスで推移しており、平成 26 (2014) 年度は 10 年前の平成 17 (2005) 年度比で約 1.8 倍に増加しています。

このような状況下、国民健康保険税や自転車駐車場の使用料の改定、資本費平準化債の導入など不断の財政改革に取り組んだ結果、平成 25 (2013) 年度には臨時財政対策債³⁵の借入れや財政調整基金³⁶の取り崩しに頼らずに収支の均衡を達成し、自律性の高い財政運営が可能な状況に改善しつつあります。

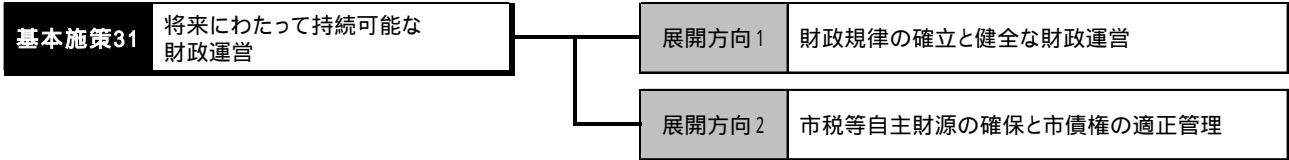
しかしながら、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営の確保に向け、市税や使用料・手数料等の自主財源の安定的な確保や市債権 (市税等以外の市の債権) の収納率の向上等に向けた取組を強化することが極めて重要となっています。

³⁵ 地方交付税の代替として (地方交付税の原資である国税が不足しているため)、各地方公共団体において発行する特例的な地方債のこと。

³⁶ 年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金にあたる基金。

< 施策の目的及び体系 >

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



< 展開方向 1 : 財政規律の確立と健全な財政運営 >

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

高い実効力を伴った財政規律（予算編成方針、予算執行方針等）のもとで、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。

適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。

市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。

新たな地方公会計制度³⁷の導入・活用を推進し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

³⁷ 行政の会計制度である官庁会計は、国、地方ともに明治時代以降、1世紀にわたり単式簿記・現金主義会計による処理が行われてきた。新たな地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

<展開方向2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理>

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力のもと、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

納税義務者及び課税客体（土地・家屋・償却資産（事業用資産））の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。

くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及びPRを推進します。

納付機会の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。

各所管課との連携のもと、市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					

<現状と課題>

現在、全国的に高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模で維持・更新することは極めて困難と考えられています。

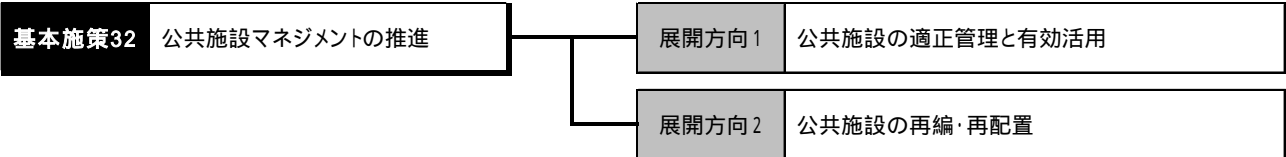
このような状況下、国では、速やかに公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、平成 26 (2014) 年 4 月、全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

国立市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、小・中学校を中心に多くの公共建築物を整備しています。「国立市公共施設保全計画 (平成 27 (2015) 年 5 月策定)」の中で試算した結果、既存施設の機能を維持するために、現状と同一の規模で大規模改修や建替えといった更新を行った場合に必要となる費用は、今後 50 年間の総額で 686 億円程度、年平均 13.7 億円以上であり、年平均額は直近 5 か年の実績値である約 8.1 億円を大きく上回ると予測されています。

全国的な傾向と同様に、国立市においても既存の公共施設の全てを現状と同一の規模で維持・更新していくのは難しいと見込まれます。国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図ることで、最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤に基づくまちづくりが推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」の導入に取り組む必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

公平かつ効果的・効率的な施設配置を達成し、必要な行政サービスの継続的かつ安定的な提供を推進します。



< 展開方向 1：公共施設等の適正管理と有効活用 >

【目的】

人々の暮らしや市内の経済活動を支える重要な都市基盤として、既存の公共施設等の機能を適切に保つとともに、経営資源と捉え最大限の効果が発揮できるよう有効活用していきます。

【手段】

「国立市公共施設保全計画（平成 27（2015）年 5 月策定）」に基づき、既存施設の計画的な保全を推進します。

道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。

市が保有する財産のうち、利用計画が定まっていないものについて、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。

寄附の申し出のあった土地・建物の有効活用に向け、適切に寄附を受領するための体制づくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31 年	H35 年
検討中					

<展開方向2：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります

【手段】

「国立市公共施設マネジメント基本方針（平成25（2013）年3月策定）」に基づき（仮）公共施設再編計画を策定し、公共施設の再編・再配置を推進します。

学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建替えの機会を捉えた周辺の既存施設との複合化や多機能化を推進します。

財政負担を軽減しながら、行政サービスの質の向上を図るため、PFIや指定管理者制度等により、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

近隣市との広域連携による公共施設の維持管理・運営を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
検討中					